

第2次能勢町ごみ処理基本計画

平成29年3月
能 勢 町

目次

第1章	総論	1
1.1	計画策定の趣旨	1
1.2	目標年度	1
第2章	地域の概要	3
2.1	位置・地勢・人口・面積	3
2.2	産業・土地利用	5
第3章	ごみ処理の現状	7
3.1	ごみ処理事業の概要	7
3.1.1	現状のごみ処理フロー	7
3.1.2	ごみ排出量の実績	8
3.1.3	ごみ処理量の実績	9
3.2	ごみの処理体制	12
3.2.1	収集運搬の方法	12
3.2.2	中間処理の現状	13
3.3	再資源化の取組みと実績	16
3.3.1	集団回収等の取組みと実績	16
3.3.2	資源回収量の実績	16
3.4	ごみ有料化	17
3.4.1	生ごみ類（可燃）・粗大ごみ・不燃ごみの有料化	17
3.5	関係法令等	18
第4章	ごみ排出量及び処理量の将来予測	19
4.1	ごみ排出量及び処理量の将来予測	19
4.2	行政区内人口の将来予測	19
4.3	ごみ排出量原単位の予測	20
4.4	ごみ排出量の予測	21
4.5	ごみ減量化計画【概要】	22
第5章	ごみ処理基本計画	23
5.1	基本方針	23
5.2	ごみ処理主体・体系	25
5.3	排出抑制・再資源化計画	26
5.3.1	排出抑制の方法	26
5.3.2	再資源化の方法及び量	26
5.4	収集・運搬計画	26

5.4.1	計画の目標.....	26
5.4.2	収集区域.....	26
5.4.3	収集・運搬の方法.....	27
5.5	中間処理計画.....	28
5.5.1	計画の目標.....	28
5.5.2	中間処理の方法.....	28
5.6	最終処分計画.....	28
5.6.1	計画の目標.....	28
5.6.2	最終処分の方法.....	29
5.7	その他.....	29
5.7.1	能勢町が収集しない廃棄物の対処方針.....	29
5.7.2	家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に対する対処.....	29
5.7.3	特別管理一般廃棄物の取扱い.....	29
5.7.4	地球環境保全との関係.....	31
5.7.5	住民に対する広報啓発.....	31

第1章 総論

1.1 計画策定の趣旨

平成15年3月の「ごみ処理基本計画」策定からこれまでの間、国では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）において、責務の明確化や罰則の強化、諸基準の設置など、経年のごみ処理状況に即し幾度かの改正を行ない、体制の強化・向上に努めている。また、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（容器包装リサイクル法）は、制定後、着実に容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化が進展し、一般廃棄物のリサイクル率が上昇してきたことを踏まえ、排出抑制（リデュース）の促進、事業者の自主的な取組の促進や消費者の意識向上、市町村分別収集計画の公表を義務付けるなど、ごみ排出の抑制に重点をおいた改正（平成19年4月1日施行）を行なっている。

一方、能勢町では、平成9年に発生した豊能郡美化センターダイオキシン問題以来、一般廃棄物については他市へ依頼し、焼却を行っていた。本町にとっても不本意かつ遺憾であった状態が長らく続いていたが、兵庫県川西市、猪名川町、大阪府豊能町と本町により構成された国崎クリーンセンターが平成21年度より新たに稼動し、加えて、ごみ分別の細分化と徹底によるごみ減量化に取り組む、当施設での円滑な処理と日々の向上に努めている。

本計画は、このような背景と現状を鑑み、法令及び条例、本町の諸計画を踏まえ（次頁「一般廃棄物処理計画と他の計画との相関図」参照）ながら、次の趣旨のもと、第2次ごみ処理基本計画を策定するものである。

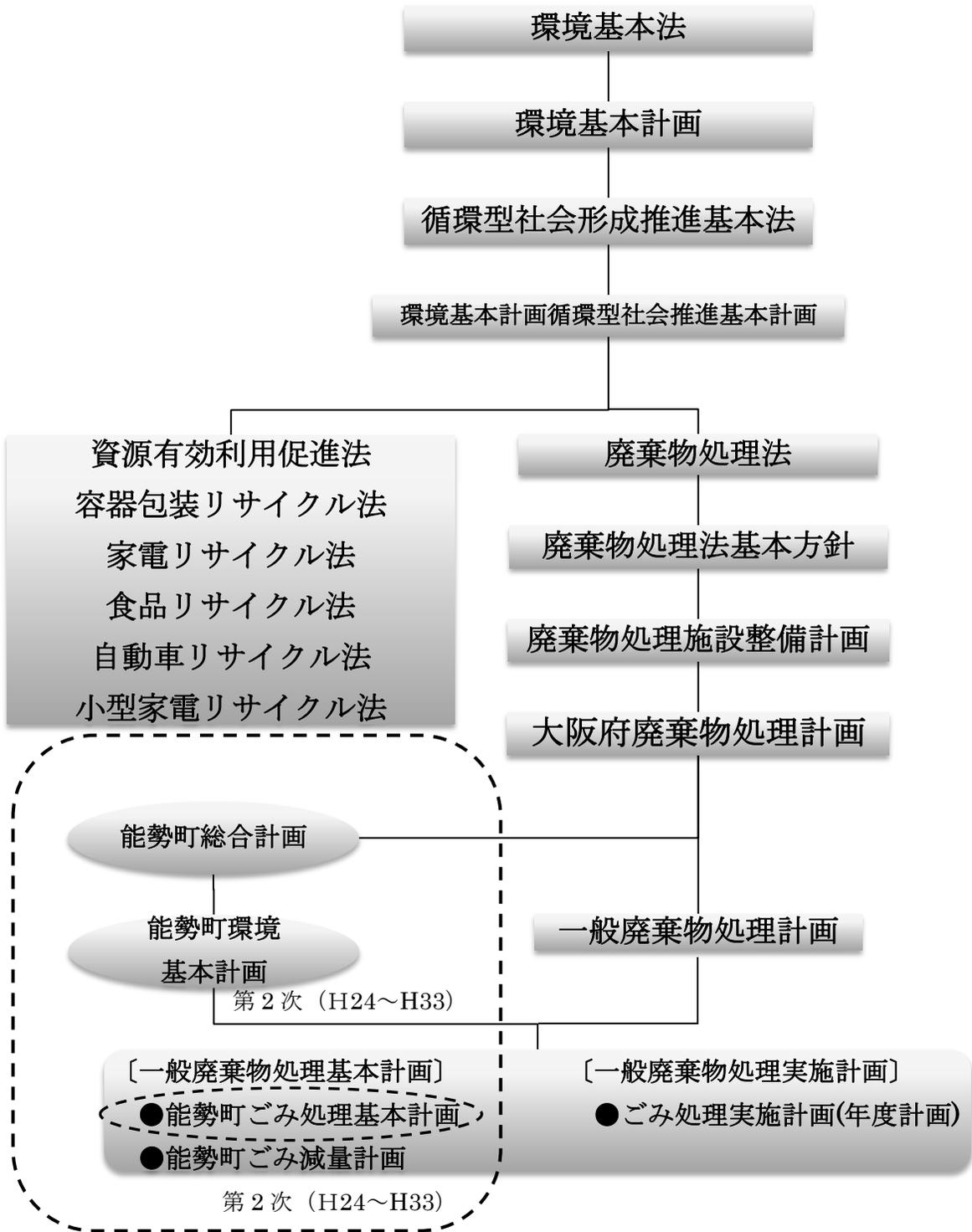
- ・生活環境の保全と公衆衛生の向上
- ・ごみ減量化を念頭においた適切な処理・収集・運搬計画
- ・中長期的なごみ処理計画

1.2 目標年度

本計画の目標年度は平成38年度とし、平成31年度と平成35年度に、計画進行状況を確認するとともに、法律の改正や町の情勢変化を含め必要な範囲で見直すものとする。

目標年度：平成38年度
(見直し年度：平成31年度、平成35年度)

一般廃棄物処理計画と他の計画との関連図



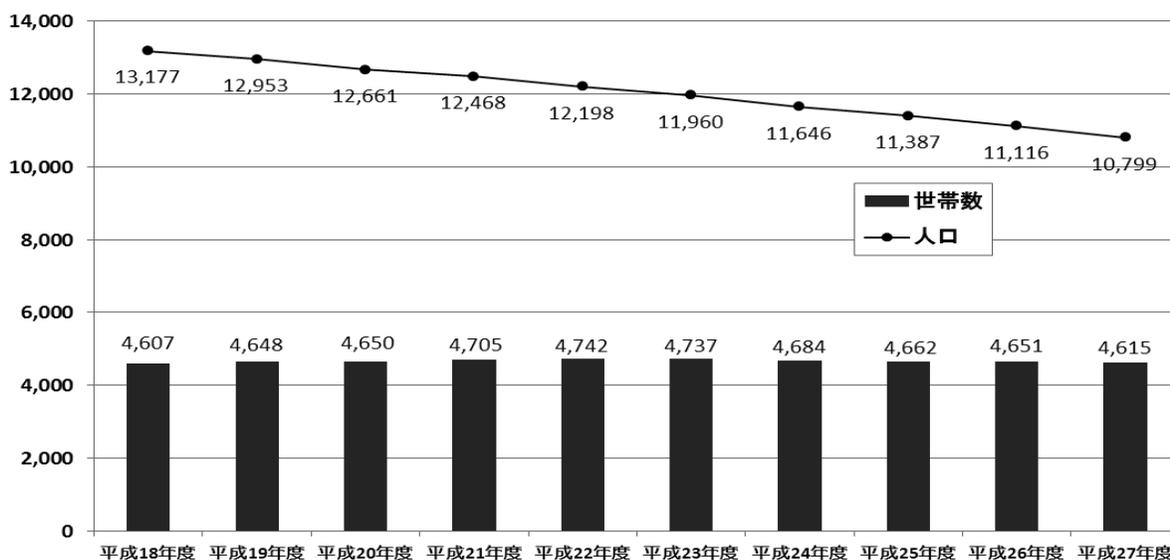
第2章 地域の概要

2.1 位置・地勢・人口・面積

能勢町は、大阪府の最北端に位置し、周辺を大阪府豊能町、兵庫県川西市・猪名川町・篠山市、京都府南丹市・亀岡市に接するところであり、四方を山林に囲まれた面積98.75km²を有する、人口密度約109人/km²（平成28年3月31日現在）のまちである。

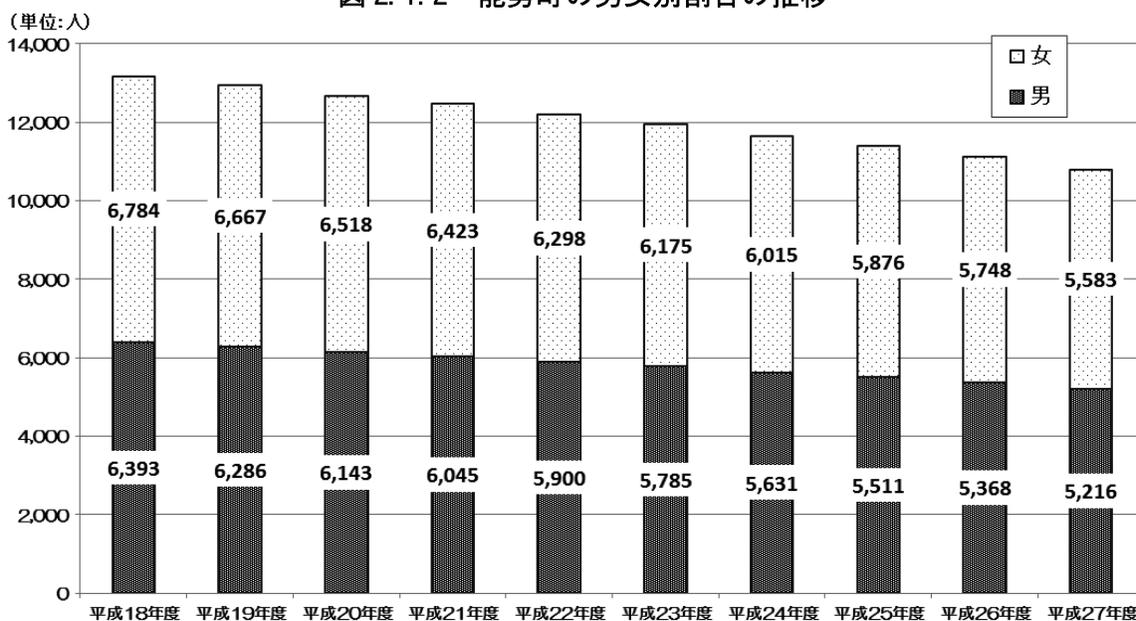
近年は、人口減少に歯止めがきかず、一時は、15,000人を超えたこともあったが、現在では、10,000人程度まで減少している。（図2.1.1、2.1.2参照）

図 2.1.1 能勢町の人口と世帯数の推移



注：いずれも住民基本台帳の各年度末（3月末）の値を使用

図 2.1.2 能勢町の男女別割合の推移



(世帯)

図 2.1.3 能勢町の世帯人数の推移

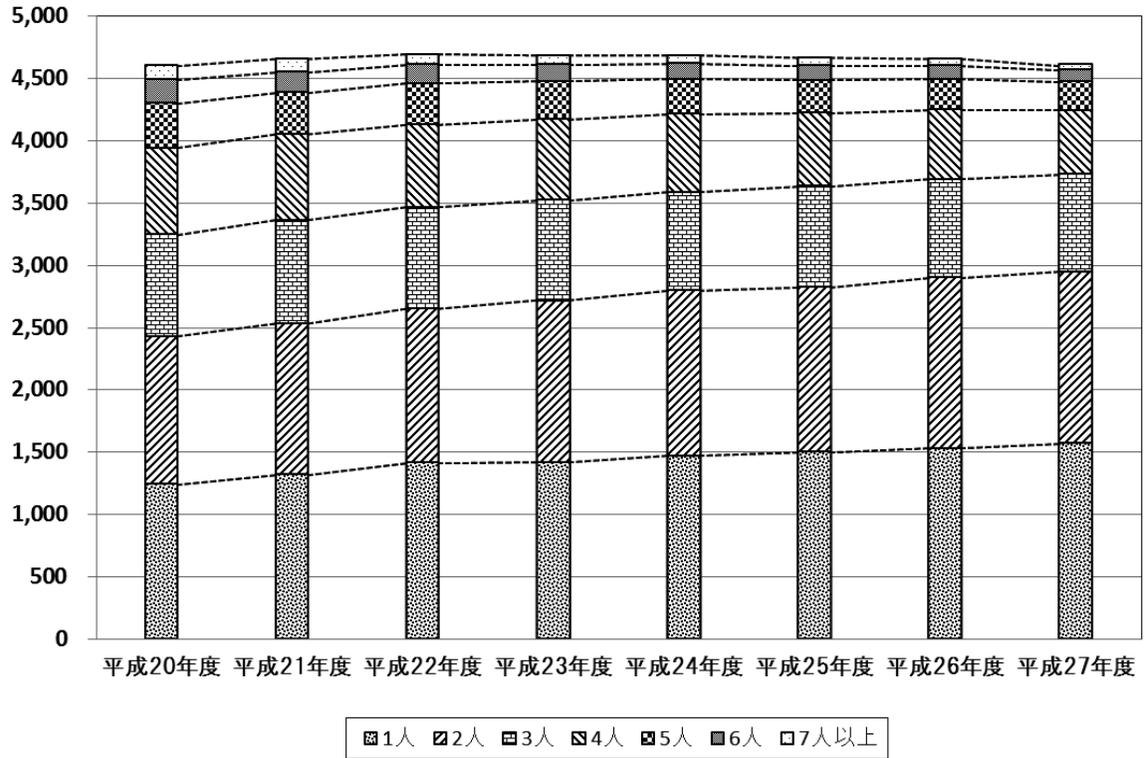


図 2.1.4 能勢町の年代別人数（男性）の推移

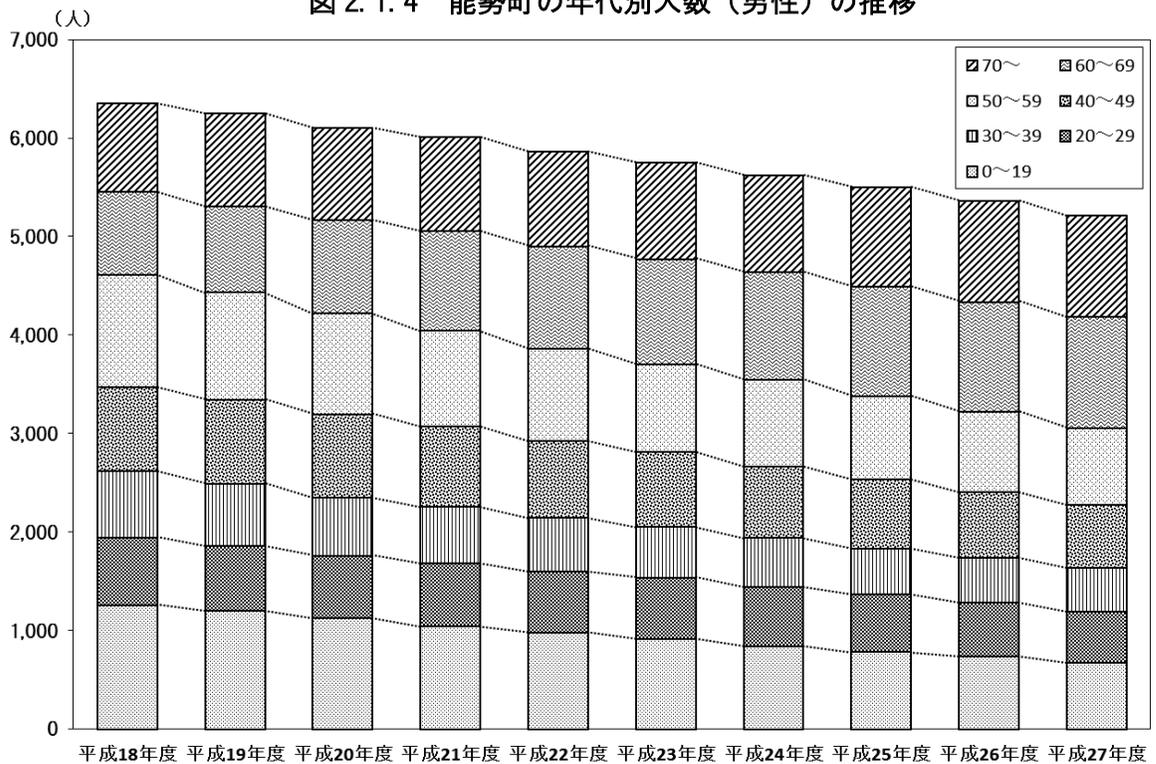
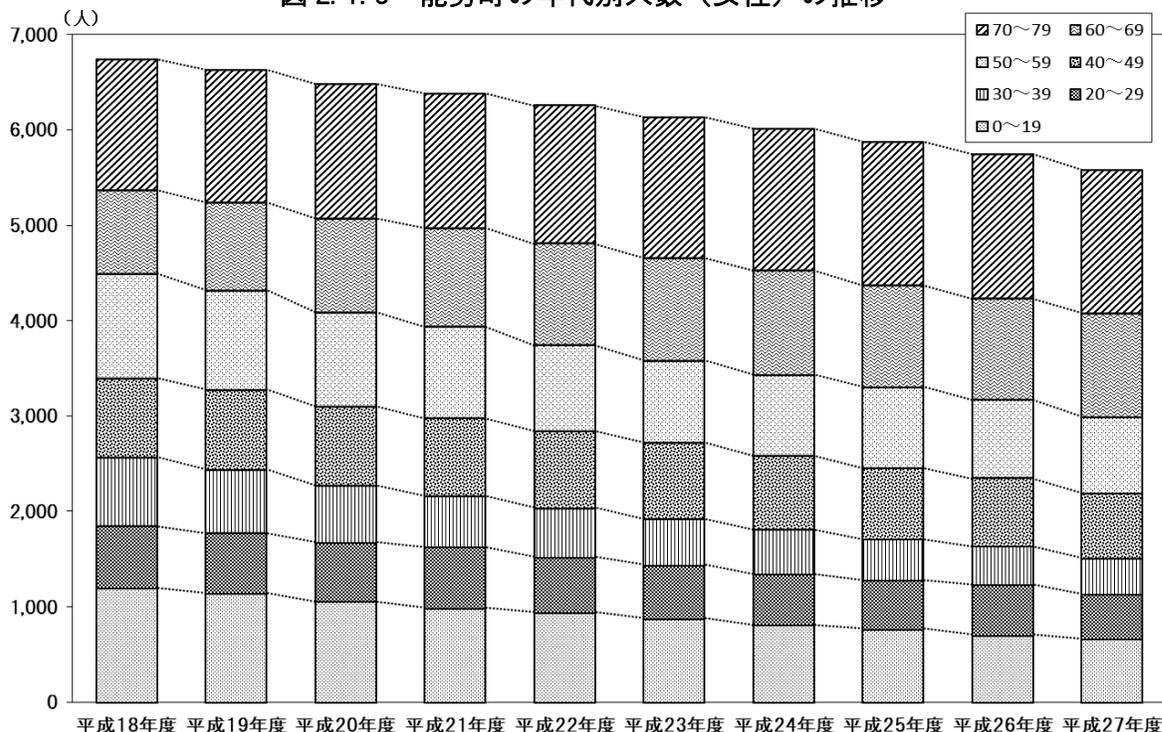


図 2.1.5 能勢町の年代別人数（女性）の推移

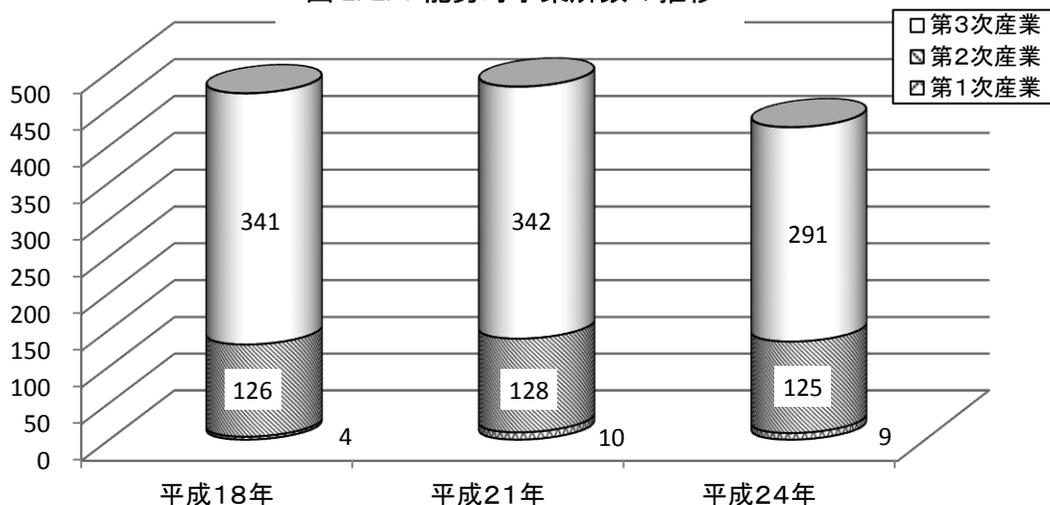


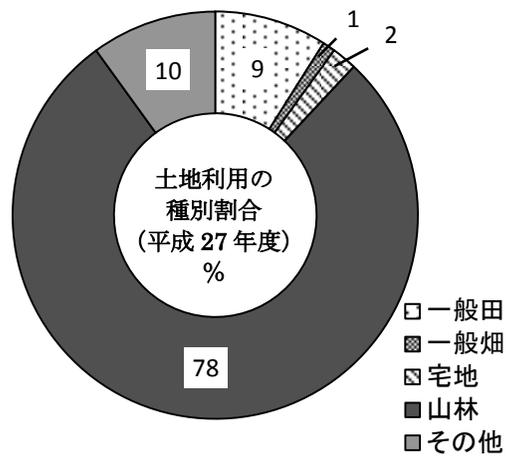
2.2 産業・土地利用

能勢町の産業は、事業所数が、多い時には600以上、その後、平成24年までは、概ね450～500事業所あったものが、平成24年には425事業所と減少傾向にあり、主に、第3次産業（なかでも卸売業・小売業・飲食業、サービス業）が減少している。

従業者数の割合においても、平成24年に初めて70%を割り（69.5%）、かわりに、製造業において、平成21年時に比して、平成24年時は4.2%（67人増）の上昇により、第2次産業の従業者数割合が28.5%（4.1%）に上昇した。

図 2.2.1 能勢町事業所数の推移





土地利用の状況としては、過去から大きな変動はなく、山林が7,747haで、全体の約78%を占めている状況で、一時、急速に増加した宅地面積も、近年は、ほぼ変動がなく、219ha（約2%）となっている。

ただし、平成27年の国土地理院の見直しに伴い、能勢町の面積が9,875ha（8ha増加）に変更された。

第3章 ごみ処理の現状

3.1 ごみ処理事業の概要

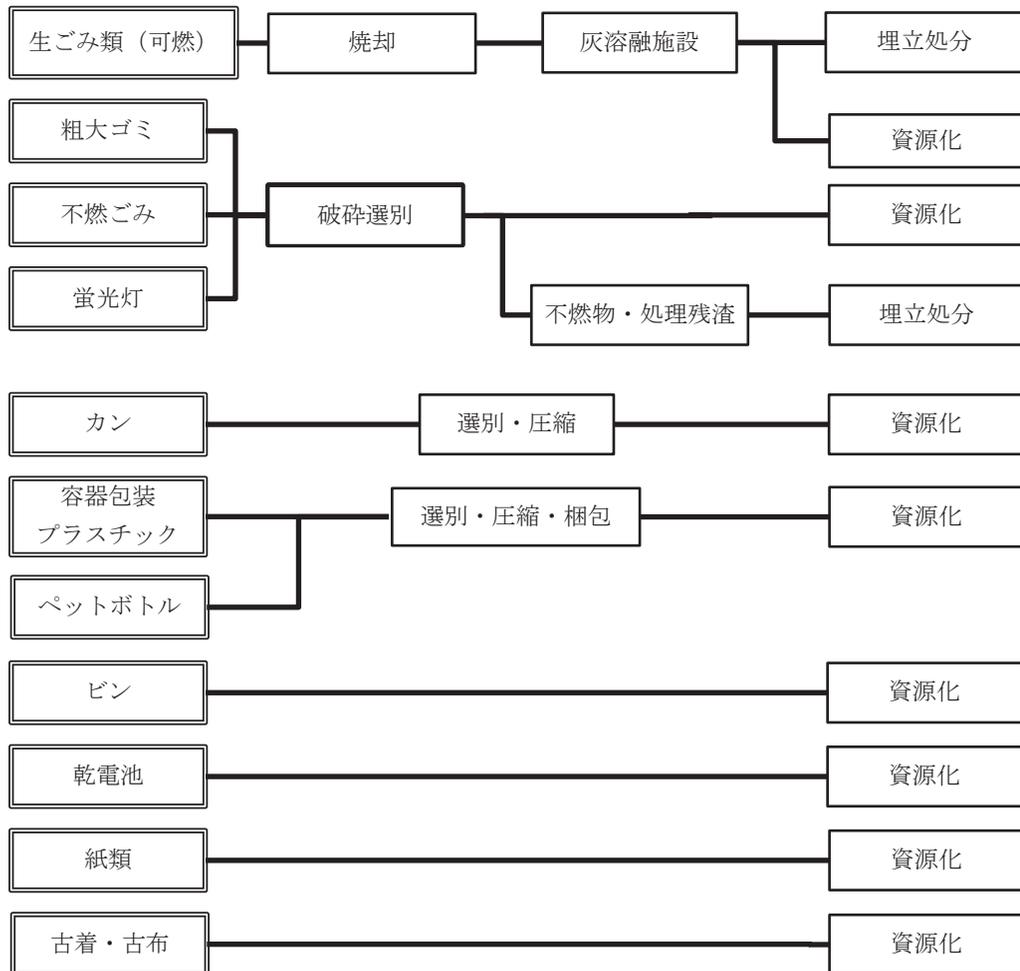
3.1.1 現状のごみ処理フロー

能勢町の排出ごみは、下表のとおり家庭系ごみと事業系ごみに大別し、家庭系ごみにおいては、10種17分別により、一部有料制（処理券購入）で、ステーション回収を基本に収集し、兵庫県川西市、猪名川町、大阪府豊能町、能勢町で構成される猪名川上流広域ごみ処理施設組合が運営する国崎クリーンセンターへ搬入し、種別により適宜処理を行っている。（フロー図参照）

表 3.1.1.1 能勢町のごみ分別一覧表

区分	種別	分類	主な内容	
家庭系ごみ	生ごみ類（可燃）※有料		生ごみ、紙おむつ、木片	
	不燃ごみ ※有料		陶器物、ガラス類、食器類	
	粗大ゴミ ※有料		電化製品、家具類、寝具類 ※縦・横・高さのいずれかが 40cm 以上のもの	
	容器包装プラスチック		ポリ袋、レジ袋、卵パック ※ただしこのマークがあるもの→ 	
	ペットボトル		飲料用、調味料用	
	資源カン		飲料用、缶詰、スプレー用	
	資源ビン	無色		飲料用、食料用、調味料用、 医薬品用、化粧品用
		茶色		
		その他の色		
	紙類	新聞紙・チラシ		/
		雑誌・その他紙類		
		段ボール		
		紙パック		
古布・古着		衣類、カーテン、タオル、毛布		
有害ごみ	蛍光灯		/	
	水銀体温計			
	乾電池			
※収集できないもの	テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯乾燥機、パソコン 自動車・バイク部品、コンクリート製品、消火器			
事業系ごみ	※家庭系ごみ分別に準じる			

ごみ処理フロー図

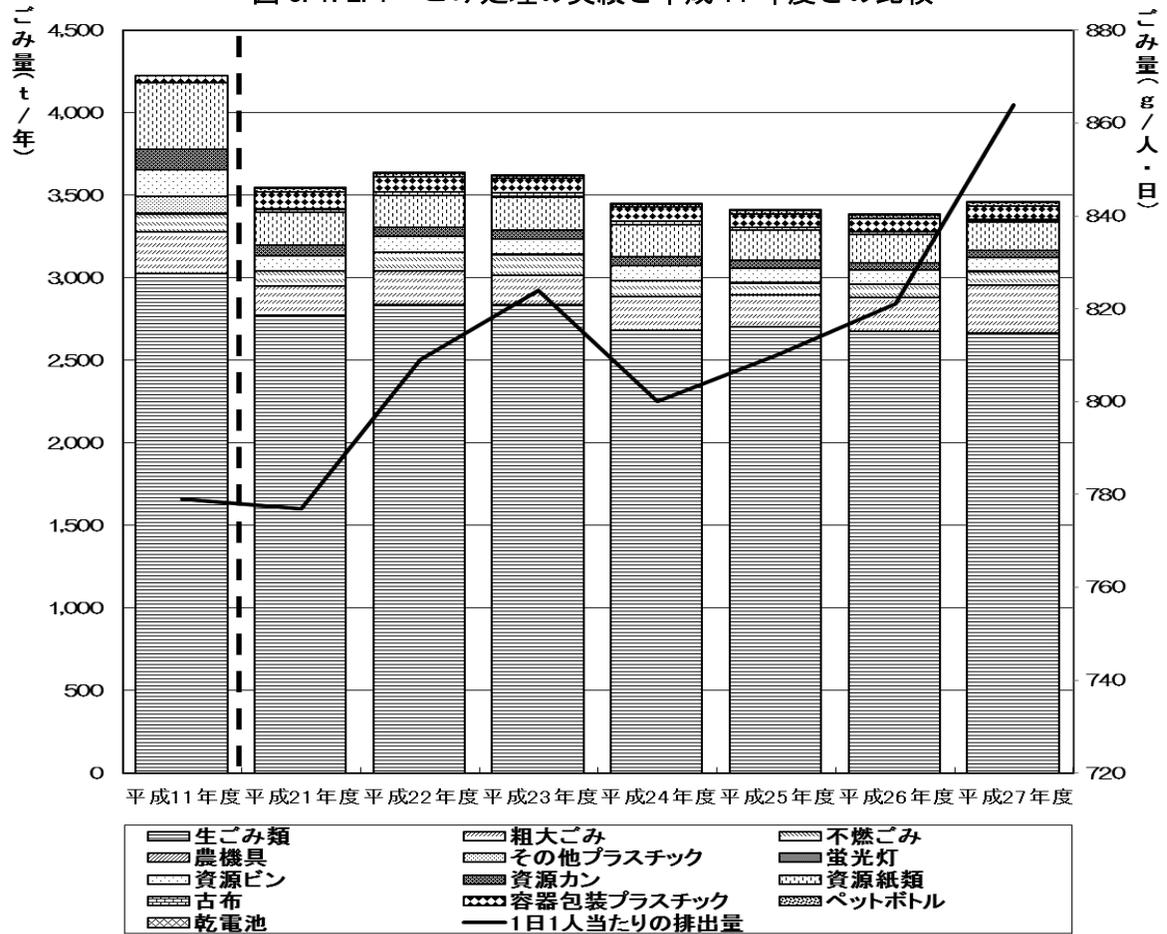


3.1.2 ごみ排出量の実績

ダイオキシン問題以後、能勢町の目標として「目指せ!!ごみの減量日本一」を掲げ、当時の目標数値を、平成11年度排出ごみ量から50%の減量に設定していた。その後、分別の細分化や一部有料制、国崎クリーンセンターの新規稼働など、ごみ排出に関する形態は、変化を遂げているものの、能勢町全体のごみ量（家庭系と事業系の一般廃棄物総計、集団回収量除く）としては、平成11年度に比して、いまだ18.11%の削減に留まっている。

また、1人1日あたりごみ量で見ると、85g増加していることから、全体ごみ量の減少要因は、人口の減少に伴うものが主であるといえる。

図 3.1.2.1 ごみ処理の実績と平成 11 年度との比較



注：農機具は平成 11 年度当時に回収していたものであり、平成 21 年度以降では回収していない。

3.1.3 ごみ処理量の実績

ダイオキシン問題以降、長期間にわたり、他市へ持ち込むことで処理を行っていたが、平成 21 年度より、国崎クリーンセンター施設稼働に伴い、再び、自主処理を行っている。

当施設では、可燃物の焼却処理と、リサイクルプラザにおける再資源化処理が行われている。不燃物や、焼却灰・飛灰を溶融してできるスラグは、最終的に大阪湾広域埋立処分施設（通称：フェニックス ※以後「フェニックス」という）で埋立て処分される。また、再資源化物は、選別・圧縮・梱包などにより、それぞれ、該当の施設へ搬出される。これらの処理経費を 1 t あたりで算出すると、稼働当初の経費（約 5 万 6 千円）に比べて、近年は増加し、6 万 2 千円程度となっている。

国崎クリーンセンターの維持・運営に係る能勢町の費用負担割合（各市町村から排出される可燃ごみ量の割合から算出される）にはさほど変動はなく、増加の要因は、市場物価の変動（労働単価の上昇や消費税率の改正など）による。

図 3. 1. 3. 1 焼却処理量の内訳と実績

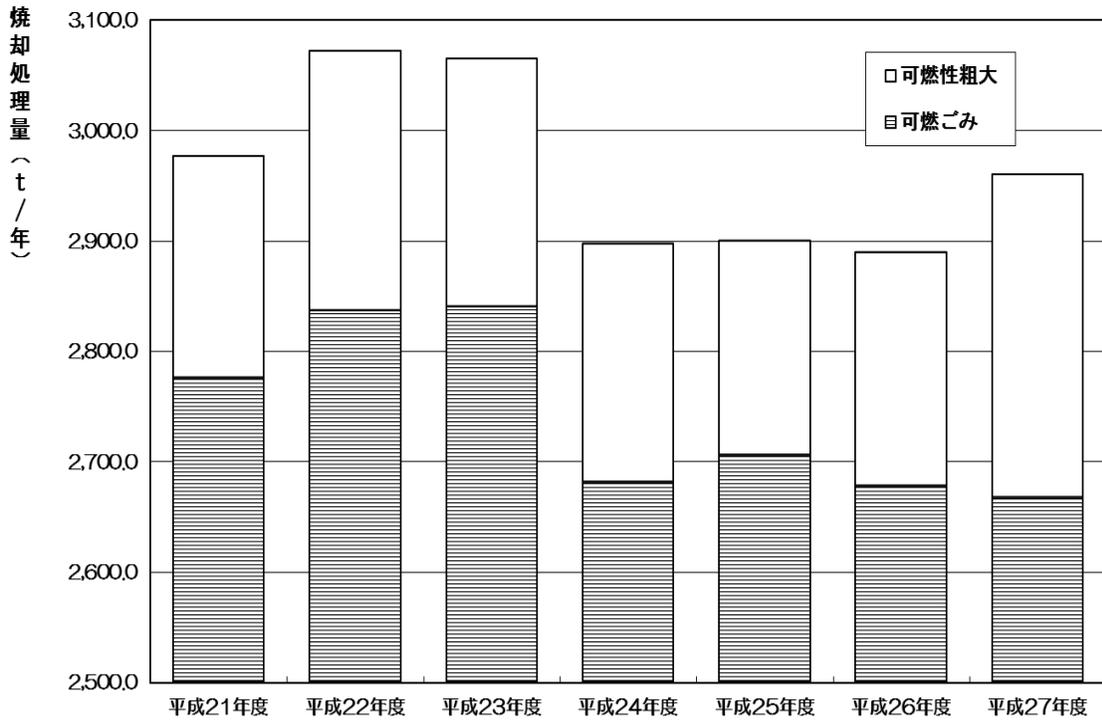


図 3. 1. 3. 2 粗大ごみ等処理量の内訳と実績

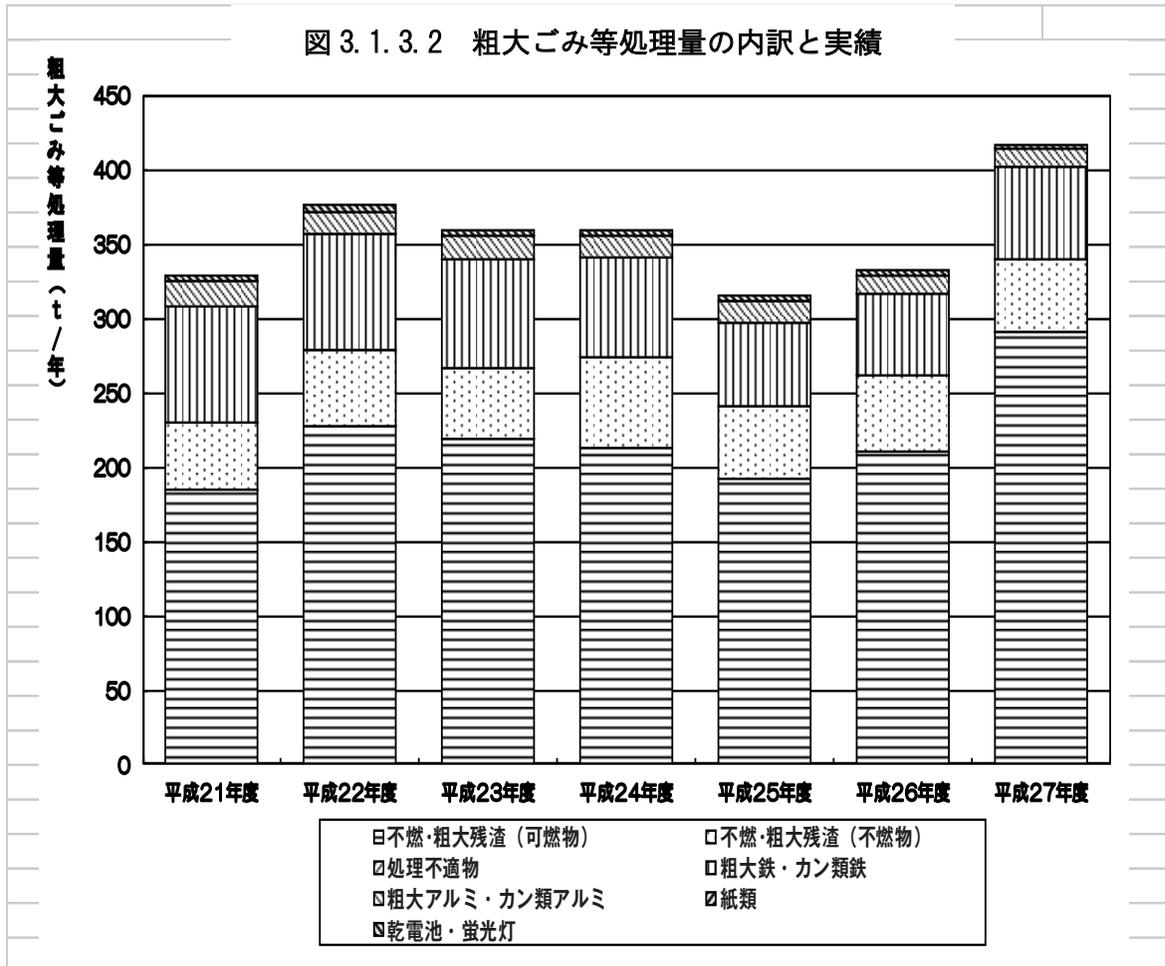


図 3.1.3.3 最終処分量の内訳と実績

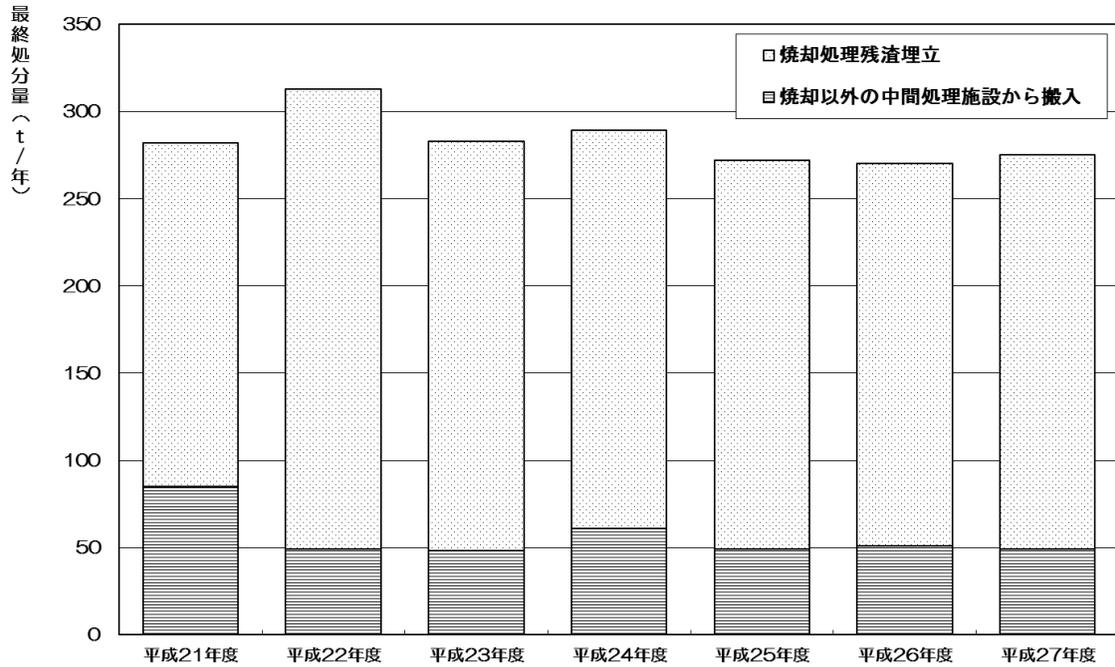
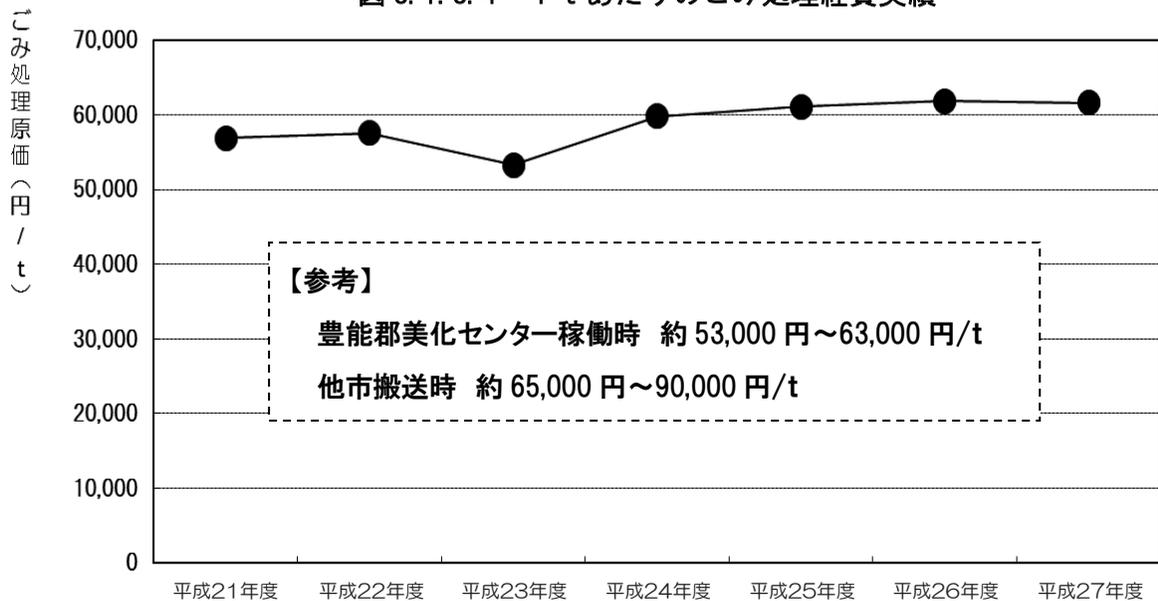


図 3.1.3.4 1 t あたりのごみ処理経費実績



§ ごみ処理経費に含まれる費用

収集運搬経費：収集委託経費、収集作業員人件費、諸費

中間処理経費：猪名川上流広域ごみ処理施設組合負担金

※負担金は、ごみ処理施設の運営維持管理経費（人件費含む）を1市（川西市）3町（猪名川町、豊能町、能勢町）の計画ごみ量割と可燃ごみ量割により算出。ただし、本ごみ処理経費実績では、公債費及び工事請負管理費は除く。

3. 2 ごみの処理体制

3.2.1 収集運搬の方法

ごみの収集運搬は、下表に示すとおり、家庭系ごみは、収集種別を10分類し、種類に応じた収集回数や収集方法、料金の有無を設定している。

また、事業系ごみは、家庭系ごみの分類に準じて、事業所自身で、許可業者へ依頼するので、収集回数や収集方法などは、個々に適宜対応している。

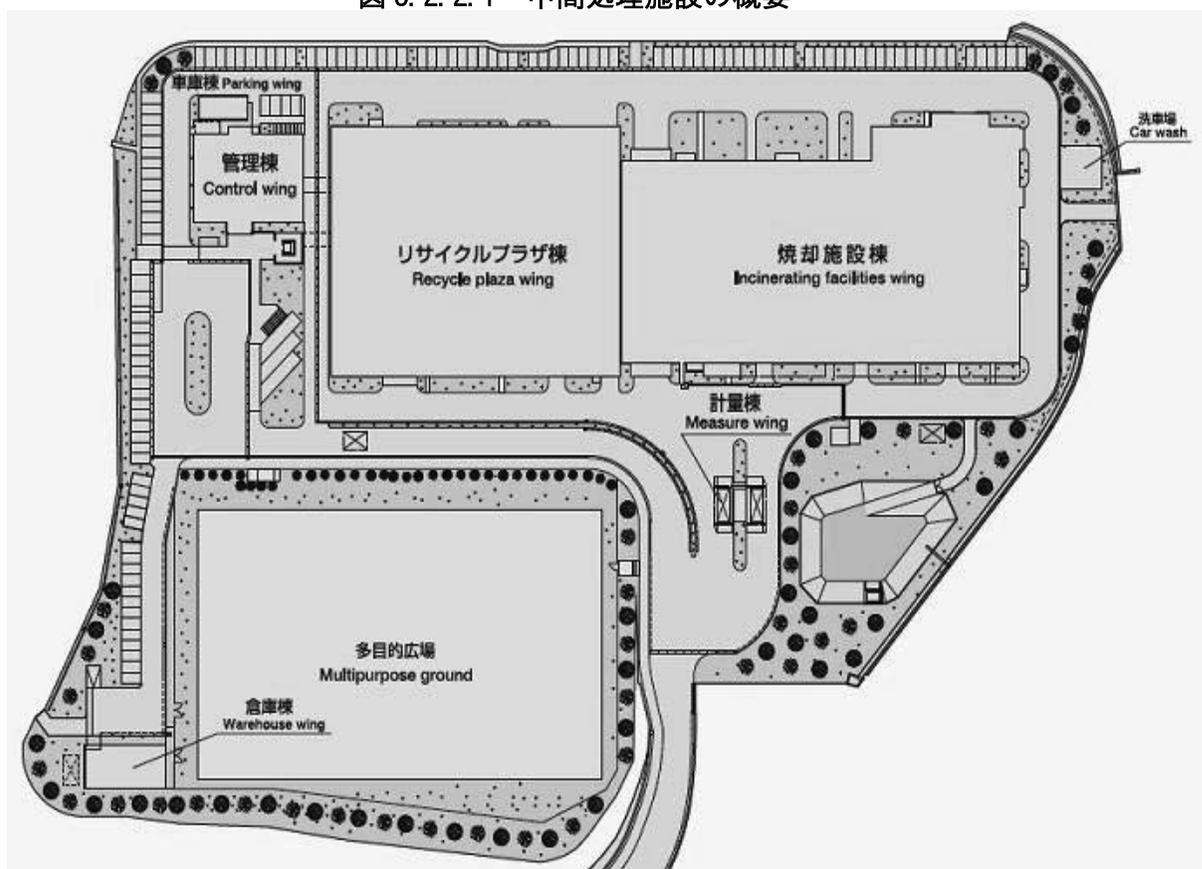
表 3.2.1.1 能勢町のごみ収集運搬方法

区分	分類	出し方	収集方法	料金	収集体制	収集車両
家庭系ごみ	生ごみ類 (可燃)	生ごみ用 処理券貼付	・ステーション ・直接搬入	一部有料	直営 委託	2tパッカー 4tパッカー
	不燃ごみ	不燃ごみ用 処理券貼付	・ステーション ・直接搬入	有料	直営 委託	2tパッカー 4tコンテナ 2tダンプ
	粗大ごみ	粗大ごみ用 処理券貼付	・戸別 ・直接搬入	有料	委託	2tダンプ
	容器包装 プラスチック	処理券不要	・ステーション ・直接搬入	無料	委託	2tパッカー
	ペットボトル	処理券不要	・ステーション ・直接搬入	無料	委託	2tパッカー
	資源カン	処理券不要	・ステーション ・直接搬入	無料	委託	2tパッカー
	資源ビン	処理券不要	・ステーション ・直接搬入	無料	委託	(白)2tパッカー (茶)2tパッカー (他)2tダンプ
	紙類	処理券不要	・ステーション ・直接搬入	無料	委託	(新聞)2tダンプ 4tコンテナ (雑誌)4tパッカー 2tパッカー (ダンボール)2tパッカー
	古布・ 古着	処理券不要	・ステーション ・直接搬入	無料	直営 委託	2tパッカー 2tパッカー
	有害ごみ	処理券不要	・ステーション ・直接搬入	無料	直営 委託	1tトラック 2tダンプ
事業系ごみ		適宜			許可	—

3.2.2 中間処理の現状

ごみの中間処理は、平成 21 年度から国崎クリーンセンターで行っており、焼却処理施設で生ごみ類（可燃）を焼却処理し、焼却処理以外については、リサイクルプラザ施設において、選別などを行った後、主に、有用な資源化へ分別されている。また、資源化できない焼却残渣については、フェニックスで埋立処分される。

図 3.2.2.1 中間処理施設の概要



名 称：国崎クリーンセンター

種 類：一般廃棄物処理施設

所 在 地：兵庫県川西市国崎字小路 13 番地

敷 地 面 積：約 33.8ha

焼却施設棟：延床面積 約 12,450 m²

鉄筋コンクリート造+鉄骨造（地下 1 階・地上 4 階）

リサイクルプラザ棟：延床面積 約 9,370 m²

鉄筋コンクリート造+鉄骨鉄筋コンクリート造+鉄骨造（地上 4 階）

管 理 棟：延床面積 約 1,670 m²

鉄筋コンクリート造（地上 3 階）

煙突の高さ：59m

図 3.2.2.2 焼却施設処理の流れ

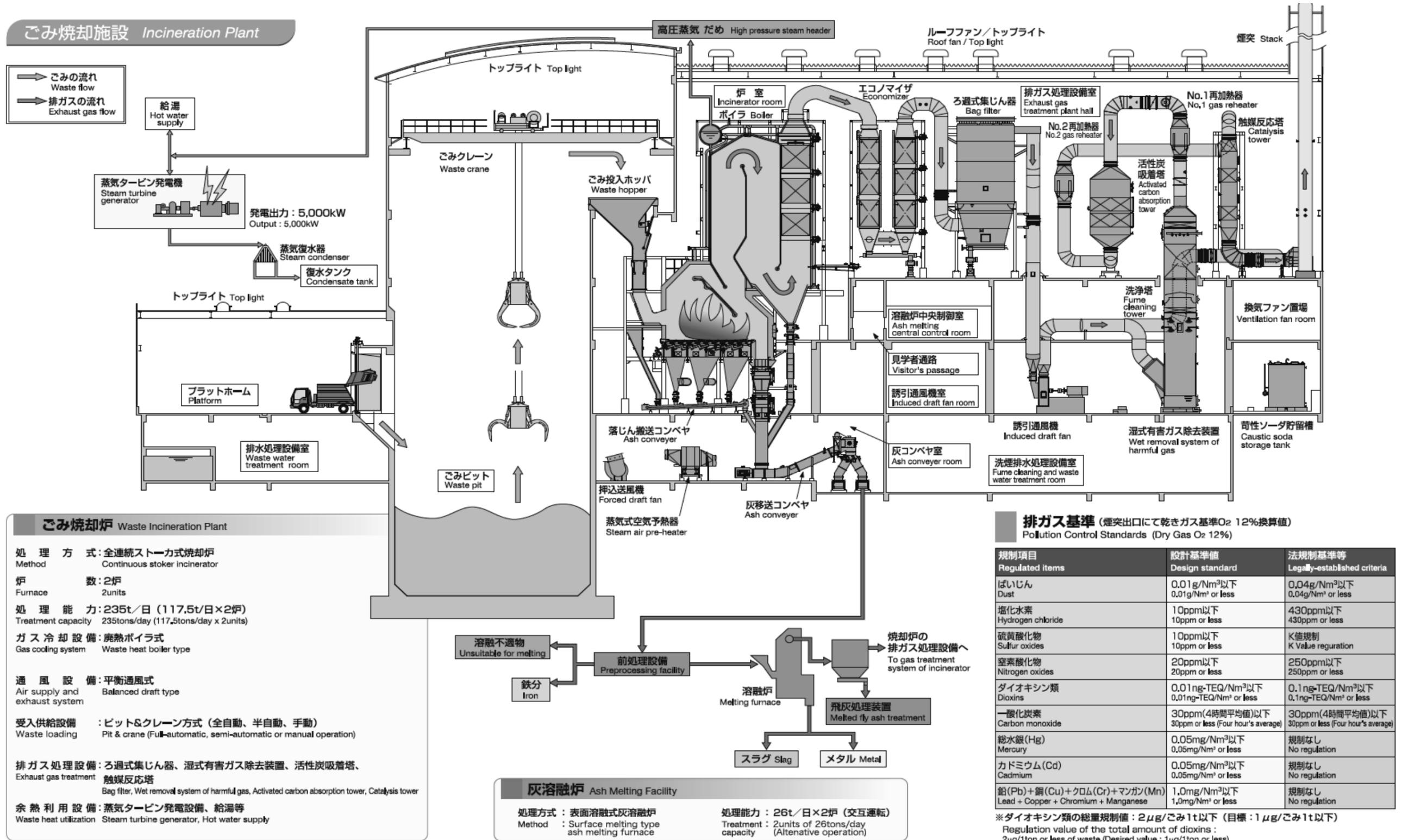
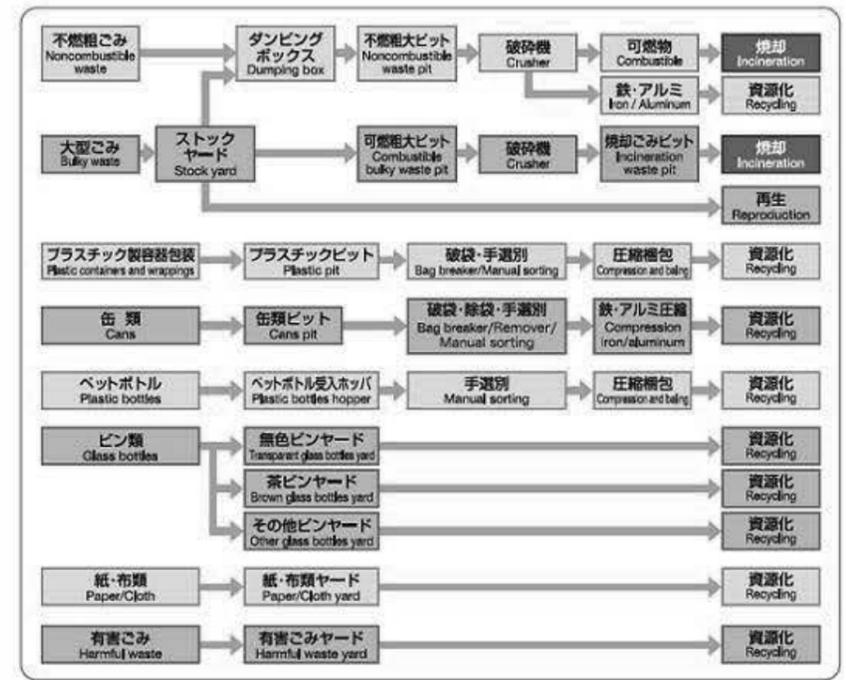
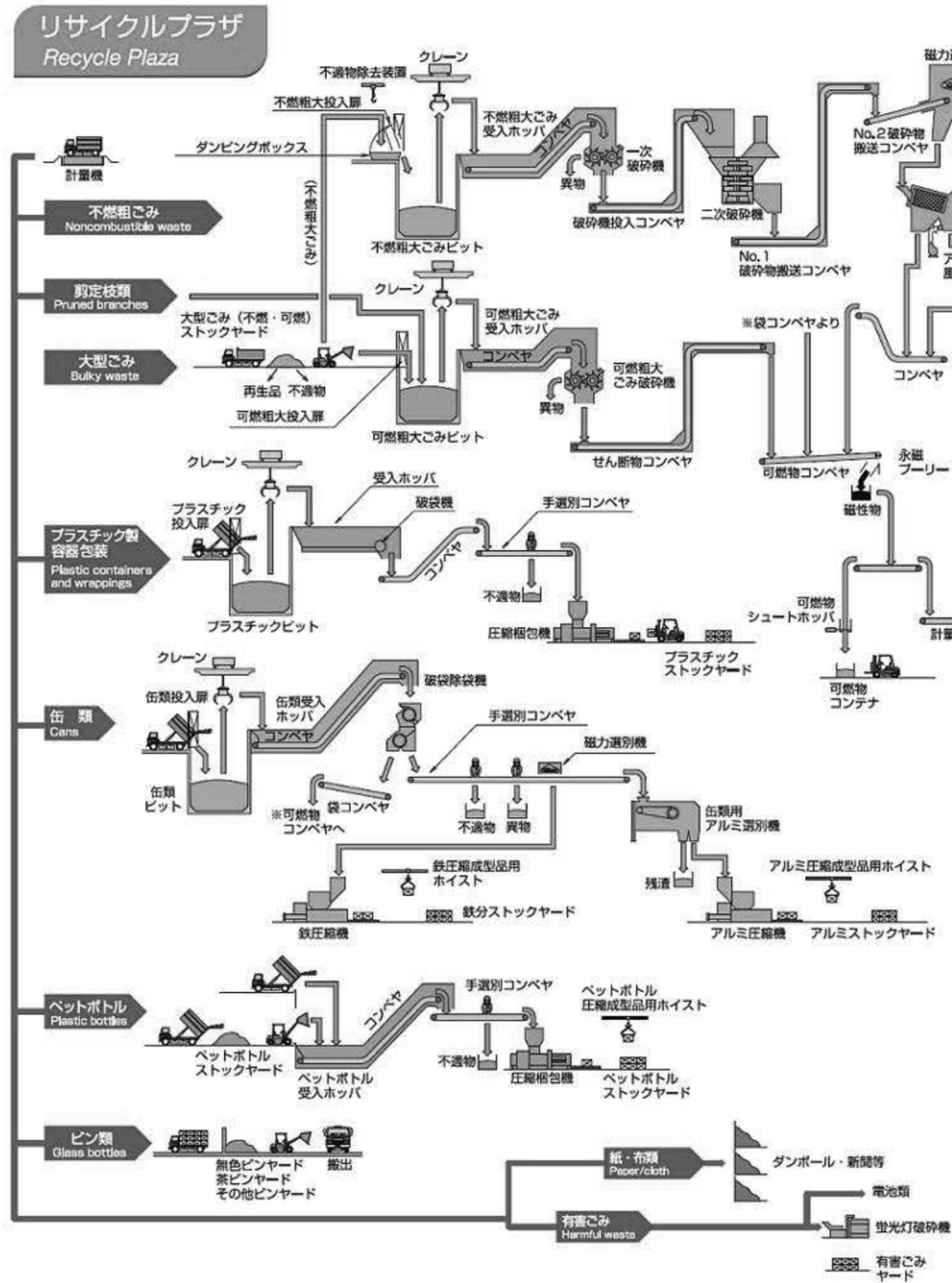
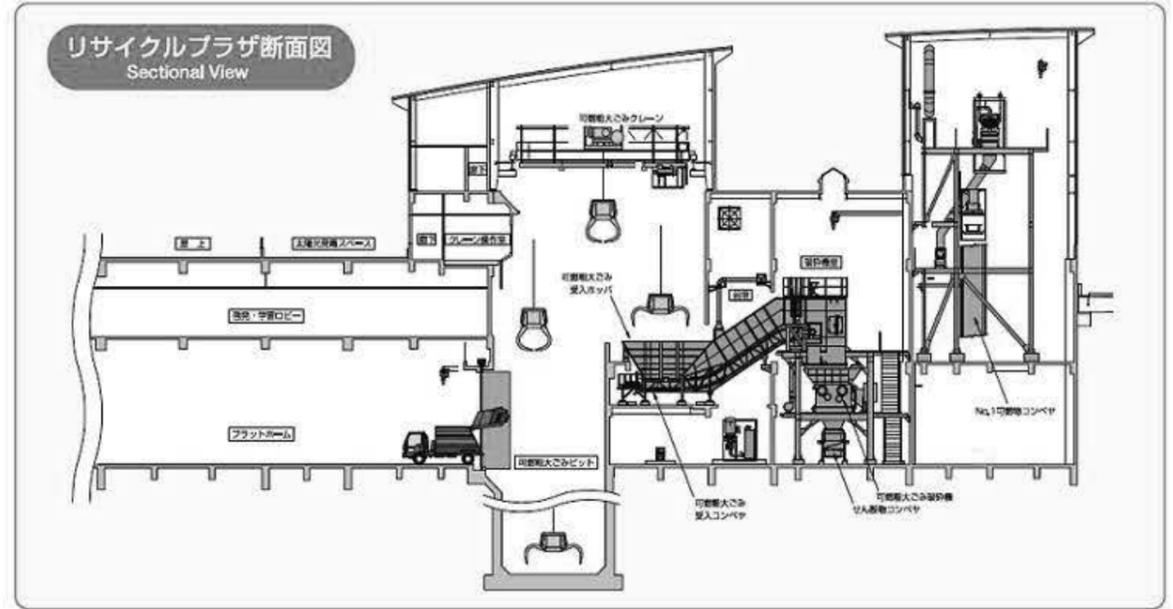


図 3.2.2.3 リサイクルプラザの処理の流れ



処理能力: 84t/5h Treatment capacity: 84t/5h

破砕処理施設 Crusher plant	不燃粗大ごみ: 29t/5h Noncombustible bulky waste: 29t/5h	プラスチック製 容器包装処理施設 Plastic containers and wrappings treatment plant	処理能力: 13t/5h Treatment capacity: 13t/5h
破砕処理施設 Crusher plant	可燃粗大ごみ: 34t/5h Combustible bulky waste: 34t/5h	ペットボトル 処理施設 Plastic bottles treatment plant	処理能力: 2t/5h Treatment capacity: 2t/5h
缶類処理施設 Cans treatment plant	処理能力: 6t/5h Treatment capacity: 6t/5h		



3. 3 再資源化の取組みと実績

3.3.1 集団回収等の取組みと実績

能勢町では、ごみ減量化の一環として、自主活動による集団回収や生ごみ堆肥化機器の購入に対して補助を行い、資源の有効利用を推進している。

【集団回収】※平成13年度より実施

対象品目と報奨額：紙類8円/kg、古布4円/kg

現在の登録団体数：28団体（平成29年3月末現在）

【生ごみ堆肥化機器】※平成11年度より実施

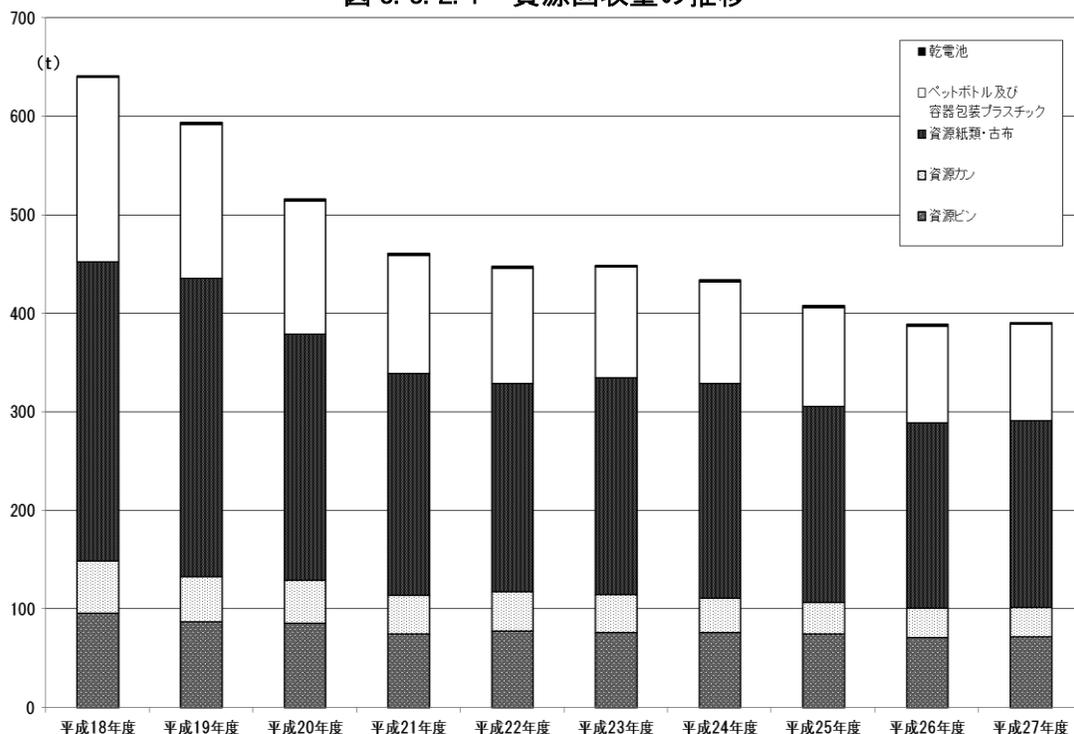
助成内容：購入価格（税込）の80%補助（上限5万円）。

3.3.2 資源回収量の実績

平成13年3月に策定した「能勢町廃棄物（ごみ）減量化計画」以降、ごみ減量の一策として、資源化への徹底を図ることを掲げ、ごみ分別を細分化した。

行政回収のうち、ビン、カン、紙類・古布、ペットボトル及び容器包装プラスチック、乾電池に区分し資源ごみ量を把握しているが、近年は、資源ごみ量の全体ごみ量に対する割合が、減少傾向にあり平成26年度からは20%を下回っている。近年、急速なインターネットの普及による、新聞購読量の減少も要因の一端ではあるが、集団回収量を加えた場合の全体ごみ量に対する割合においても、減少傾向にあり、可燃ごみに含まれている資源ごみの分別回収を徹底しなければならない。

図 3.3.2.1 資源回収量の推移



3. 4 ごみ有料化

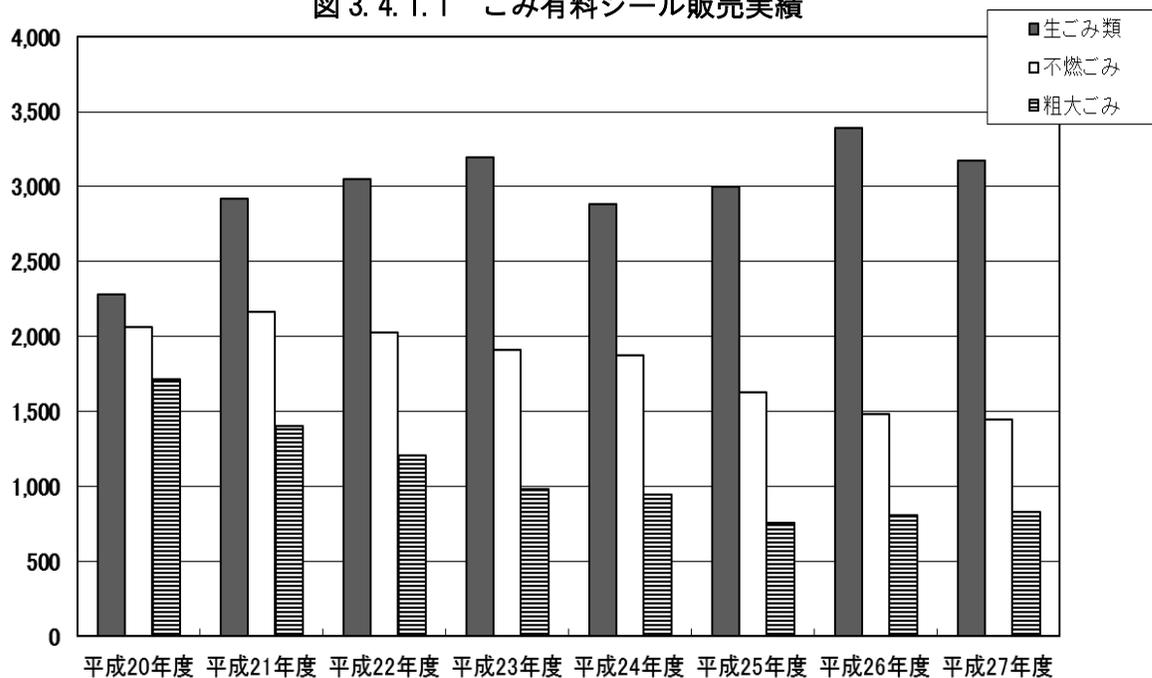
3.4.1 生ごみ類（可燃）・粗大ごみ・不燃ごみの有料化

能勢町では、ごみの減量化に向けての取り組みとして、生ごみ類（可燃）の一部有料制（一定枚数の無料シールを配布し、使いきった場合、有料シールを購入して排出）を平成15年10月より実施し、家庭から出る生ごみ類（可燃）の抑制を図っており、同様に粗大ごみ・不燃ごみについても、全量有料制を平成16年4月より開始している。

表 3. 4. 1. 1 無料生ごみ処理券の配布枚数

世帯人員	配布数（年間）
1～2人	60枚
3～4人	80枚
5～6人	100枚
7人以上	120枚

図 3. 4. 1. 1 ごみ有料シール販売実績



3. 5 関係法令等

- ・ 能勢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
(昭和 62 年 12 月 23 日 条例第 586 号)
- ・ 能勢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
(昭和 62 年 12 月 23 日 規則第 155 号)
- ・ ダイオキシンを少なくし、能勢の美しい自然を守るための条例
(平成 10 年 9 月 7 日 条例 253 号)
- ・ 能勢町環境基本条例 (平成 13 年 3 月 30 日 条例第 9 号)
- ・ 能勢町ごみステーション設置費用助成要綱 (平成 10 年 4 月 1 日 施行)
- ・ 能勢町生ごみ堆肥化機器購入補助金交付要綱 (平成 11 年 11 月 1 日 施行)
- ・ 能勢町集団回収報奨金交付要綱 (平成 12 年 11 月 1 日 施行)
- ・ 能勢町ごみのポイ捨て及び飼い犬等のふん害の防止に関する条例
(平成 21 年 12 月 24 日 条例第 27 号)
- ・ 能勢町ごみのポイ捨て及び飼い犬等のふん害の防止に関する条例施行規則
(平成 22 年 1 月 18 日 規則第 1 号)

第4章 ごみ排出量及び処理量の将来予測

4.1 ごみ排出量及び処理量の将来予測

ごみ排出量及び処理量の将来予測は、国崎クリーンセンターが稼働を始めた平成21年度以降の実績値の推移を基に、1人1日平均排出量を求め、行政区内人口の推計に乗じる。なお、推計期間は、平成38年度までとする。

また、事業系ごみは、家庭系ごみに準じ排出することを基本にしていることから、家庭系ごみと合算した排出量から1人1日平均排出量を求め、推計する。

4.2 行政区内人口の将来予測

今後の人口予測については、「能勢町第5次総合計画」の推計を基本に、「能勢町人口ビジョン」において時点修正した数値を引用し、平成38年度までの人口を予測した。

なお、上記の両計画で用いられている推計人口は、いずれも国立社会保障・人口問題研究所の推計人口に基づくものである。

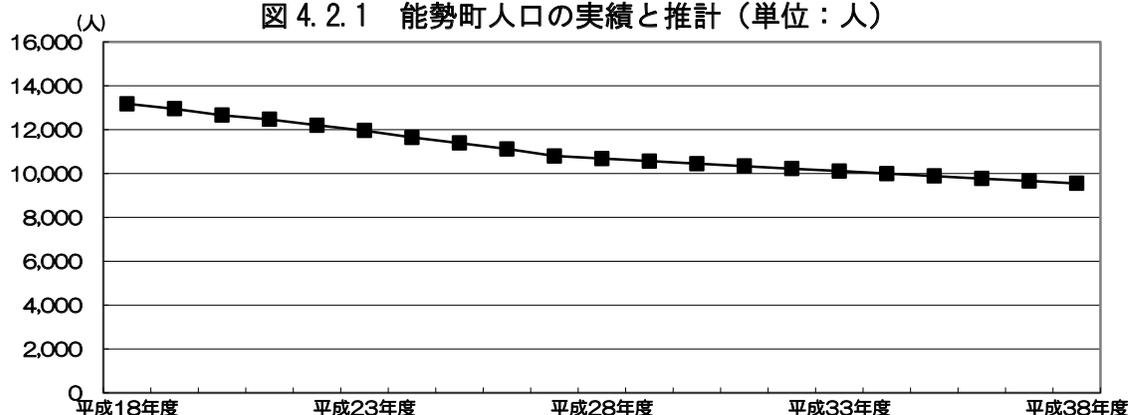
表 4.2.1 能勢町行政区域内人口の実績（単位：人）

年度	人口	年度	人口	年度	人口
平成18年度	13,177	平成22年度	12,198	平成25年度	11,387
平成19年度	12,953	平成23年度	11,960	平成26年度	11,116
平成20年度	12,661	平成24年度	11,646	平成27年度	10,799
平成21年度	12,468				

表 4.2.2 能勢町行政区域内将来人口の推計（単位：人）

年度	人口	年度	人口	年度	人口
平成28年度	10,678	平成32年度	10,223	平成36年度	9,770
平成29年度	10,564	平成33年度	10,110	平成37年度	9,656
平成30年度	10,450	平成34年度	9,997	平成38年度	9,546
平成31年度	10,337	平成35年度	9,883		

図 4.2.1 能勢町人口の実績と推計（単位：人）



4. 3 ごみ排出量原単位の予測

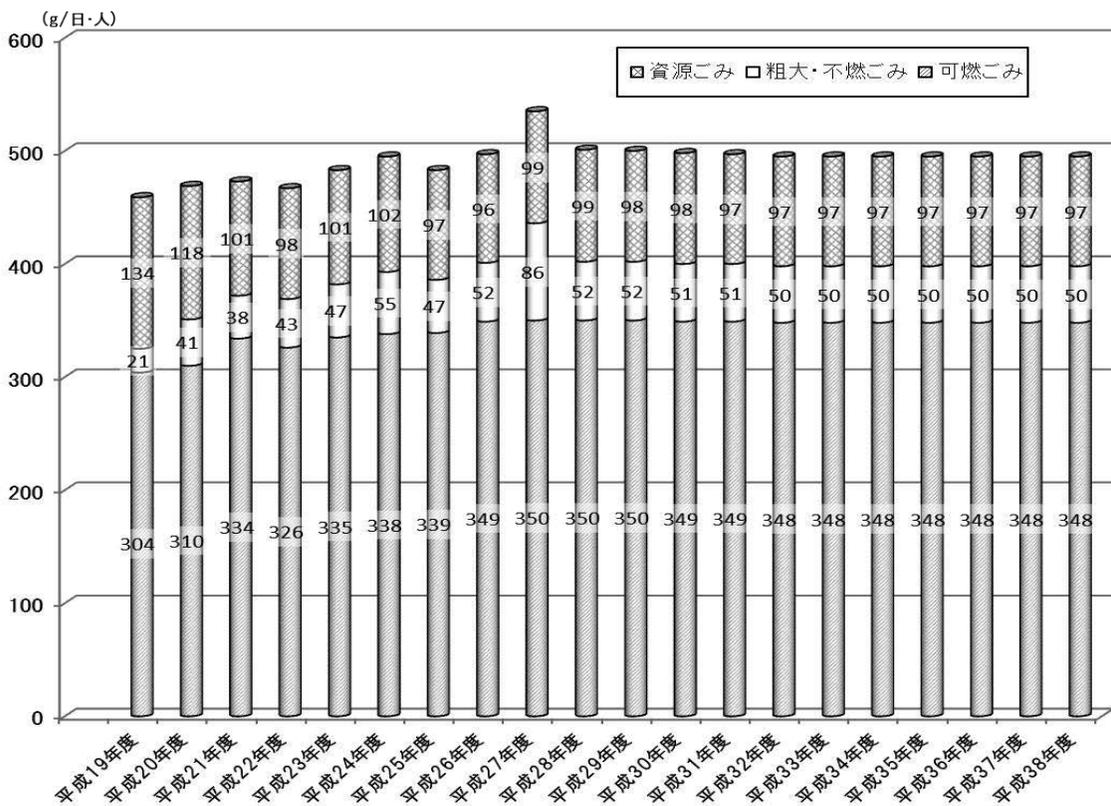
ごみ排出量原単位の予測については、家庭系ごみ排出量の推計をたて、それに基づき、予測人口によって除し、1人1日平均排出量（排出量原単位）を求めた。ごみ排出量の設定を優先するのは、能勢町が策定している「能勢町ごみ減量化計画」（以下、「ごみ減量計画」という）において、第1次、第2次を通して、平成11年度ごみ量から50%の削減を目標に定めているからであり、遅くとも、第2次ごみ減量計画の最終年度である平成33年度に達成することを目標にする。

そのため、ごみ排出量の推計としては、過去5年間の減量実績と目標ごみ量に乖離がないことを前提に、概ね、年平均ごみ減量を勘案し、その平均値を、直近年度の平成27年度実績ごみ量から、順に差し引いていく。ただし、既に目標値に達成している分別ごみについては、直近のごみ量を継続していくものとする。なお、平成33年度以降は、排出量原単位を同値とする。

また、事業系ごみについては、ごみ減量計画に基づき、家庭系に準じて減量に努めることとする。

図 4. 3. 1 能勢町の家庭系ごみ排出量原単位の推計

可燃ごみ	粗大・不燃ごみ	資源ごみ
生ごみ類(可燃)	粗大ごみ、不燃ごみ	資源カン、資源ビン、資源紙類、古布 容器包装プラスチック、ペットボトル 乾電池

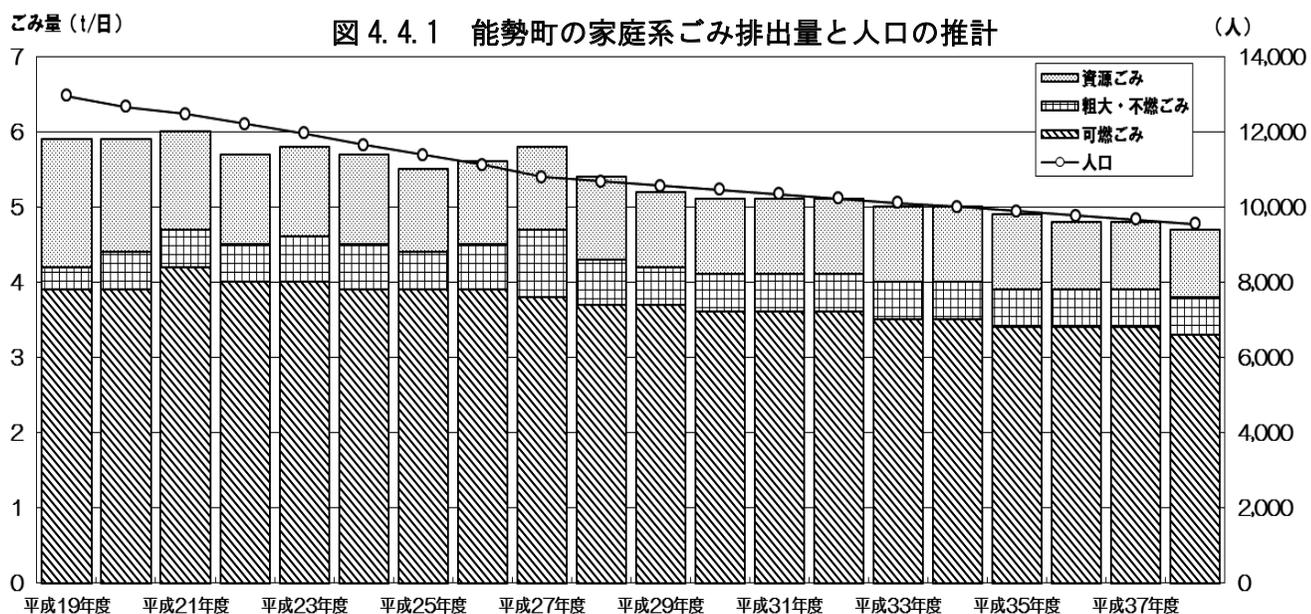


4. 4 ごみ排出量の予測

ごみ排出量の考え方については、前項のごみ排出量原単位の推計をもとに、人口推移に乘じ、種別ごとの日量を求め、その合計をさらに、年間ごみ量に換算した。

表 4. 4. 1 能勢町の家庭系ごみ排出量の推計

	人口 (人)	可燃ごみ (t/日)	粗大・不燃ごみ (t/日)	資源ごみ (t/日)	合計 (t/日)	合計 (t/年)
平成19年度	12,953	3.9	0.3	1.7	5.9	2,172.2
平成20年度	12,661	3.9	0.5	1.5	5.9	2,169.8
平成21年度	12,468	4.2	0.5	1.3	6.0	2,154.5
平成22年度	12,198	4.0	0.5	1.2	5.7	2,085.8
平成23年度	11,960	4.0	0.6	1.2	5.8	2,116.1
平成24年度	11,646	3.9	0.6	1.2	5.7	2,105.9
平成25年度	11,387	3.9	0.5	1.1	5.5	2,014.0
平成26年度	11,116	3.9	0.6	1.1	5.6	2,020.7
平成27年度	10,799	3.8	0.9	1.1	5.8	2,112.7
平成28年度	10,678	3.7	0.6	1.1	5.4	1,971.0
平成29年度	10,564	3.7	0.5	1.0	5.2	1,898.0
平成30年度	10,450	3.6	0.5	1.0	5.1	1,861.5
平成31年度	10,337	3.6	0.5	1.0	5.1	1,861.5
平成32年度	10,223	3.6	0.5	1.0	5.1	1,861.5
平成33年度	10,110	3.5	0.5	1.0	5.0	1,825.0
平成34年度	9,997	3.5	0.5	1.0	5.0	1,825.0
平成35年度	9,883	3.4	0.5	1.0	4.9	1,788.5
平成36年度	9,770	3.4	0.5	0.9	4.8	1,752.0
平成37年度	9,656	3.4	0.5	0.9	4.8	1,752.0
平成38年度	9,546	3.3	0.5	0.9	4.7	1,715.5



4. 5 ごみ減量化計画【概要】

ごみ排出量の考え方については、本計画と密接に関連している「ごみ減量化計画」(P2. 相関図参照)を基に設定しているものであり、平成 11 年度ごみ量から 50%削減を目標に掲げている。

中でも、生ごみの減量に重点をおき、生ごみに含まれる水分を、できるだけ切ってから排出することを促進する「水切り運動」や、一工夫することで、身体に良い食べものになることをレシピで紹介する「リ・ジュース de 減るし〜」運動を展開している。

その他にも、

- 生ごみ堆肥化機器への助成
- 資源ごみのリサイクル推進
- 資源ごみ集団回収の支援 などを行い、減量に努めている。

現在、家庭系ごみの減量率は、41.25%まで到達しているが、人口減少による減量が主たる要因であり、1人当たり排出ごみ量で見ると、未だ、約20%に留まっている(平成27年度家庭系ごみ量実績)。

このような現状から、「ごみ減量計画」^{脚1}では、人口減のような自然減ではなく、1人当たり排出ごみ量の抑制に主眼を置き、家庭個々の諸事情を踏まえ、自分たちの生活スタイルに応じた、減量への取り組みを策定している。

^{脚1} ごみ減量計画とは、平成9年度に発生した豊能郡美化センターダイオキシン問題以降、ごみ減量化に積極的に取り組み始めた施策で、ダイオキシン類の発生抑制に努めるとともに、廃棄物(ごみ)減量計画の策定を義務付けた。

これに基づき、平成13年3月に「能勢町廃棄物(ごみ)減量計画」を策定し、家庭系ごみ(再生資源ごみ除く減量対象ごみ量)を最終目標として50%減量と定めた。

この目標の達成を踏襲しつつ、「第2次能勢町廃棄物(ごみ)減量計画」(平成24年3月策定)では、平成21年度から国崎クリーンセンターが稼動し、施設規模が拡大・充実したことなどによるごみ分類の変更に伴い、比較対象を「家庭系ごみ全体量」に見直しを図っている。

※第2次能勢町廃棄物(ごみ)減量計画は、「第2次能勢町環境基本計画」と同誌で掲載。

第5章 ごみ処理基本計画

5.1 基本方針

能勢町において、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を念頭に、本格的に取り組みが始まってから、約20年が経過しようとしている。

諸外国では、①ごみ問題に対する政策の基本的な枠組みを設定し、その実現に向けて目標を設定していく枠組規制的手法や、②個別のごみの引取り・再生利用の義務付けや、有害物質を含む製品の販売禁止等の直接的な規制を行う直接規制的手法、③ごみの排出者等に対し、主に資源ごみを対象とし、あらかじめ製品価格に上乗せされていた預け金が返還され、そうでない人には返還されない手法（デポジット）等により3Rの推進に経済的な動機づけを与える経済的手法、④業界団体や行政等の自主的な協定による取組や、エコラベル等の適切な情報提供により、3Rの推進につながる行動を促進していく自主的取組手法・情報的手法など、様々な取り組みが実施されている。

例えば①の手法は、EUでは、平成11年に廃棄物埋立てを規制する指令を定め、一定の廃棄物の埋立てを段階的に削減することとしている。

②では、EUにおいては、包装、自動車、電気電子機器といった製品ごとに、拡大生産者責任に基づき、引取りや特定の有害物質の使用制限を義務付ける指令を制定している。

③は、米国で、カリフォルニア等の州政府により、家庭ごみの処分に対してその重量に応じて料金を徴収する手法や、飲料容器に対してデポジット制度が導入されている。

④の代表的なものは、ドイツにおける建築廃材の半減化に向けた協定制度や、エコラベルの認証機関による世界規模でのエコラベルの普及に向けた取組等が行われている。

このような各取り組みには、次の4点が基本方針として確立されているからである。

- (1) ごみの排出抑制の推進
- (2) 資源ごみの分別収集による減量化再資源化の推進
- (3) 再生利用の促進
- (4) 住民参加によるごみ処理行政の確立

能勢町においては、この4点をごみ処理基本方針とし、3Rの基本原則に基づき、以下のように定める。

能勢町ごみ処理基本方針

(1) ごみの排出抑制の推進

1人当たりの排出ごみ量の抑制に重点をおき、生ごみ排出時の水切りなど、排出抑制を推進する。

(2) 資源ごみの分別収集による減量化再資源化の推進

依然、可燃ごみとして排出されている資源ごみ類の分別を徹底し、再資源化に努める。

(3) 再生利用の促進

老朽化や買換えにより使用しなくなった物でも、廃棄を前提に考えるのではなく、工夫することで別の用途として使用するなど、再生利用に努める。

(4) 住民参加によるごみ処理行政の確立

町民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を果たすべく、意識の向上に努め、パートナーシップを確立し、互いの理解と協力のもとに取り組んでいく。

5. 2 ごみ処理主体・体系

ごみの処理区分・種類の処理主体の現状は、表 5. 2. 1 のとおりとする。

また、将来のごみ処理体系については、現在の処理体系を継続することを基本とする。

表 5. 2. 1 ごみの処理主体

処理区分		種類	処理主体
分別・排出		生ごみ類（可燃） 不燃ごみ、粗大ごみ 容器包装プラスチック ペットボトル カン、ビン 紙類、古布・古着 有害ごみ	住民及び事業者
収集・運搬		生ごみ類（可燃） 不燃ごみ、粗大ごみ 容器包装プラスチック ペットボトル カン、ビン 紙類、古布・古着 有害ごみ	能勢町及び住民または事業者
中間処理	焼却 破碎 選別	生ごみ類（可燃） 不燃ごみ、粗大ごみ 容器包装プラスチック ペットボトル カン、ビン 紙類、古布・古着 有害ごみ	猪名川上流広域ごみ処理施設組合
最終処分	埋立	不燃ごみ処理残渣 粗大ゴミ処理残渣	大阪湾広域臨海環境整備センター
資源化		不燃ごみ及び粗大ごみの一部 容器包装プラスチック ペットボトル カン、ビン 紙類、古布・古着 有害ごみ	猪名川上流広域ごみ処理施設組合 北摂リサイクルセンター（紙類）

5. 3 排出抑制・再資源化計画

5.3.1 排出抑制の方法

能勢町では、「第2次能勢町廃棄物（ごみ）減量計画」に基づき、排出抑制に鋭意取り組んでいる。しかし、近年の減量率は、停滞している傾向にあり、以前から取り組んでいる、以下の抑制方法をより徹底し、住民と行政の相互協力のもと、日々、地道な取り組みを継続し、抑制を図っていく。

表 5.3.1.1 住民と行政の役割

抑制方法	住民の役割	行政の役割
生ごみの減量	<ul style="list-style-type: none">• 水切りをする• 生ごみを堆肥にする• 食べ残しなどを抑制する• 食材を最大限活用し、消費する	<ul style="list-style-type: none">• 堆肥化機器購入助成• 食材の皮などを使ったレシピの紹介など情報を発信する
リサイクル率の向上	<ul style="list-style-type: none">• リサイクル推進委員を主とした資源ごみの分別排出の周知徹底• 資源ごみ集団回収活動	<ul style="list-style-type: none">• 資源ごみのリサイクル推進• 資源ごみ集団回収活動支援

上記の取り組みを基軸に抑制を図るものであるが、まずもって「余分なごみは排出しない」ことを意識づけしていく。

なかでも、「食品ロス」への取り組みが、近年では、ごみ減量に限らず、地球環境の観点からも重要視されているところであり、生ごみの減量に傾注していかなければならないことはいうまでもない。

5.3.2 再資源化の方法及び量

「3.3 再資源化の取り組みと実績」と同様、資源集団回収や生ごみ堆肥化の取り組みを継続し、資源の有効利用を図る。

5. 4 収集・運搬計画

5.4.1 計画の目標

日々の生活と密接につながっているごみを、排出された種類ごとに衛生面を最重要視し、その上で、迅速かつ効率的な収集を行い、安全に中間処理施設まで運搬し、住民が住みやすく、清潔な生活環境を保持することを目的とする。

5.4.2 収集区域

現在と同様、能勢町の全域を収集対象区域とする。

5.4.3 収集・運搬の方法

現在の収集・運搬方法（表 5.4.3.1）を継続する。ただし、分別の見直しなど、排出方法に変更が生じた場合は、適宜、見直しを図る。

表 5.4.3.1 収集・運搬の方法

区分	分類	出し方	収集方法	収集回数	収集体制	収集車両
家庭系ごみ	生ごみ類 (可燃)	生ごみ用 処理券貼付	・ステーション ・直接搬入	週 2 回	直営 委託	ハッカー車
	不燃ごみ	不燃ごみ用 処理券貼付	・ステーション ・直接搬入	2 か月 1 回	直営 委託	ハッカー車 コンテナ車 ダンプ車
	粗大ごみ	粗大ごみ用 処理券貼付	・戸別 ・直接搬入	月 1 回	委託	ダンプ車
	容器包装 プラスチック	処理券不要	・ステーション ・直接搬入	週 1 回	委託	ハッカー車
	ペットボトル	処理券不要	・ステーション ・直接搬入	月 1 回	委託	ハッカー車
	資源カ	処理券不要	・ステーション ・直接搬入	月 1 回	委託	ハッカー車
	資源ビン	処理券不要	・ステーション ・直接搬入	月 1 回	委託	(白)ハッカー車 (茶)ハッカー車 (他)ダンプ車
	紙類	処理券不要	・ステーション ・直接搬入	月 1 回	委託	(新聞)ダンプ車 コンテナ車 (雑誌)ハッカー車 (ダンボール)ハッカー車
	古布・ 古着	処理券不要	・ステーション ・直接搬入	2 か月 1 回	直営 委託	ハッカー車 ハッカー車
	有害ごみ	処理券不要	・ステーション ・直接搬入	2 か月 1 回	直営 委託	トラック車 ダンプ車
事業系ごみ	適宜			許可	—	

(備考)

- ※ 生ごみ類（可燃）は一部有料。
- ※ 不燃ごみ、粗大ゴミは全部有料。
- ※ 粗大ゴミは事前予約制。
- ※ 直接搬入の場合は、国崎クリーンセンターへ要事前予約。

5. 5 中間処理計画

5.5.1 計画の目標

本町から排出されたごみは、猪名川上流広域ごみ処理施設組合が管理運営を行っている中間処理施設の国崎クリーンセンターで処理されている。

今後も、ごみの種類により分別収集されたごみは、同施設で可能な限りの資源化を図り、効率的・安定的な管理運営が行われるよう、他の構成市町である川西市、猪名川町、豊能町及び同組合と連携をとりながら取り組んでいく。

5.5.2 中間処理の方法

処理方法については、以下の分類のとおり。

表 5.5.2.1 ごみ分類別中間処理の方法

分類	処理方法
可燃ごみ	焼却
資源ごみ (ペットボトル、容器包装プラスチック、 その他ビン、蛍光灯、乾電池)	リサイクルプラザで選別、圧縮梱包等を行い指定法人等のルートで再資源化する。
資源ごみ (カン、無色ビン、茶色ビン、 古布・古着、紙類の一部)	リサイクルプラザで選別、圧縮梱包等を行い、有価物として売却する。 ※紙類は、直接搬入分のみ
粗大ごみ、不燃ごみ	破碎・選別後、金属類は有価物として売却する。 陶磁器類については埋め立てし、可燃物については焼却する。

5. 6 最終処分計画

5.6.1 計画の目標

国崎クリーンセンターから生じた焼却残渣や処理残渣は、フェニックスで埋め立て処分している。フェニックスでは、長期安定的に廃棄物を適正処理するために、大阪湾フェニックス計画に基づき、事業計画が進められており、平成39年度までの廃棄物の受入れを計画している。

この最終処分場を、効率的かつ安定的に活用するために、排出抑制に努め、最終処分量の減量を図っていく。

5.6.2 最終処分の方法

フェニックスにおいて、安全かつ衛生的に埋立処分する。

5.7 その他

5.7.1 能勢町が収集しない廃棄物の対処方針

国崎クリーンセンターで受け入れていない廃棄物は、購入店や専門の処理業者などに問い合わせの上、適正に処理してもらうよう指導する。

(能勢町が収集できない廃棄物の一例)

- 自動車やバイクに付随する部品
- バッテリー ○タイヤ
- 消火器 ○農機具
- モーター
- コンクリート製品、ブロック、瓦など

5.7.2 家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に対する対処

家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵・冷凍庫、洗濯・乾燥機）及びパソコンは家電リサイクル法に基づき、購入した店または購入する店や当該製品のメーカーへ引き取りを依頼し、回収してもらうよう指導する。また、購入した店が不明等、回収依頼ができない場合は、郵便局で「家電リサイクル券」を購入し、指定の引取場所に持ち込むよう指導する。

平成25年4月から施行された小型家電リサイクル法については、現在、能勢町には、小型家電リサイクル引取業者及び指定の回収場所がないため、不燃ごみによる回収で対応しているが、今後は、能勢町の実情を踏まえ、引取業者の登録及び指定回収場所の設置などについて、国崎クリーンセンターとの連携を図りながら、効果的な回収方法について検討する。(対象品目 次頁 表5.7.2.1参照)

5.7.3 特別管理一般廃棄物の取扱い

一般廃棄物のうち、廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジにふくまれるPCBを使用した部品や病院や診療所など、人が感染し又は汚染するおそれのある感染性病原体を取り扱う施設から排出される感染性一般廃棄物、爆発性、毒性、感染性、その他、人の健康または生活環境に係わる被害を生じるおそれのある性状を有するものとして政令で定められている廃棄物については、それぞれの専門処理業者やメーカー、関係機関との連携により適正に処理をしてもらうよう指導する。

表 5.7.2.1 小型家電リサイクル特定対象品目

1 電話機、ファクシミリ装置、その他の有線通信機械器具	15 電動式吸入器、その他の医療用電気機械器具
2 携帯電話端末、PHS 端末、その他の無線通信機械器具	16 フィルムカメラ
3 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	17 ジャー炊飯器、電子レンジ、その他の台所用電気機械器具
4 デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダー、その他の映像用機械器具	18 扇風機、電気除湿機、その他の空調用電気機械器具
5 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセット、その他の電気音響機械器具	19 電気アイロン、電気掃除機、その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具
6 パーソナルコンピュータ	20 電気こたつ、電気ストーブ、その他の保温用電気機械器具
7 磁気ディスク装置、光ディスク装置、その他の記憶装置	21 ヘアドライヤー、電気かみそり、その他の理容用電気機械器具
8 プリンター、その他の印刷装置	22 電気マッサージ器
9 ディスプレイ、その他の表示装置	23 ランニングマシン、その他の運動用電気機械器具
10 電子書籍端末	24 電気芝刈機、その他の園芸用電気機械器具
11 電動ミシン	25 蛍光灯器具、その他の電気照明器具
12 電気グラインダー、電気ドリル、その他の電動工具	26 電子時計及び電気時計
13 電子式卓上計算機、その他の事務用電気機械器具	27 電子楽器及び電気楽器
14 ヘルスメーター、その他の計量用又は測定用の電気機械器具	28 ゲーム機、その他の電子玩具及び電動式玩具

5.7.4 地球環境保全との関係

世界的に対策が講じられている地球温暖化は、近年、甚大な災害を引き起こす要因となっている。

温暖化を招いた一つの要因として、燃料消費があげられ、その原因は、日常的に消費している、我々一般家庭の廃棄物処理が大きく関係している。

経済の成長や文化の発達により増え続けてきた廃棄物は、現在、全国的に減量化に取り組んでいるところであるが、依然として、「資源ごみ」が「焼却ごみ」として処理されている傾向にあり、資源としての認識が十分に浸透されていない状況である。

廃棄物処理が、実は、地球温暖化に直結する大きな課題であるということを認識し、必要最小限に廃棄物を抑制することに努め、次世代に住みよい環境を継承していかなければならない。

5.7.5 住民に対する広報啓発

能勢町のごみ排出量の実態に即した課題の抽出など、行政からの情報発信はもとより、排出する側の実態把握に努め、その実情から苦慮していることなどの情報を提供できるよう、アンケートや意見交換会などを実施する。

また、保育所や小中学校へ出向き、環境授業を開催し、ごみ減量に取り組めることを伝えていく。

資料集

表 2.1 人口及び世帯数の推移と男女別割合

年度	世帯数 (世帯)	人口(人)			人口指数 (平成5年度=100)	1世帯あたり 人員(人)	人口密度 (人/km ²)	面積 (km ²)
		全体	男	女				
平成18年度	4,607	13,177	6,393	6,784	98	2.86	134	98.7
平成19年度	4,648	12,953	6,286	6,667	96	2.79	131	98.7
平成20年度	4,650	12,661	6,143	6,518	94	2.72	128	98.7
平成21年度	4,705	12,468	6,045	6,423	92	2.65	126	98.7
平成22年度	4,742	12,198	5,900	6,298	90	2.57	124	98.7
平成23年度	4,737	11,960	5,785	6,175	89	2.52	121	98.7
平成24年度	4,684	11,646	5,631	6,015	86	2.49	118	98.7
平成25年度	4,662	11,387	5,511	5,876	84	2.44	115	98.7
平成26年度	4,651	11,116	5,368	5,748	82	2.39	113	98.7
平成27年度	4,615	10,799	5,216	5,583	80	2.34	109	98.8

表 2.2.1 事業所数の推移

産業分類	平成18年			平成21年			平成24年		
	事業所数	従業者数 (人)	従業者数 割合(%)	事業所数	従業者数 (人)	従業者数 割合(%)	事業所数	従業者数 (人)	従業者数 割合(%)
第1次産業	4	31	0.8	10	93	2.3	9	71	2.0
農林漁業	4	31	0.8	10	93	2.3	9	71	2.0
第2次産業	126	1,079	27.5	128	985	24.4	125	1,018	28.5
鉱業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
建設業	71	279	7.1	70	261	6.5	63	227	6.4
製造業	55	800	20.4	58	724	18.0	62	791	22.2
第3次産業	341	2,809	71.7	342	2,952	73.3	291	2,479	69.5
電気・ガス・水道業	1	5	0.1	2	18	0.4	1	13	0.4
運輸・通信業	8	309	7.9	21	319	7.9	21	283	7.9
卸売業・小売業・飲食業	150	899	22.9	106	874	21.7	88	764	21.4
金融・保険業	2	22	0.6	2	16	0.4	3	16	0.4
不動産業	3	7	0.2	7	22	0.5	5	60	1.7
サービス業	166	1,377	35.1	192	1,499	37.2	161	1,139	31.9
公務	11	190	4.8	12	204	5.1	12	204	5.7
総数	471	3,919	100.0	480	4,030	100.0	425	3,568	100.0

資料：経済センサス ※平成24年公務数については調査対象外のため、平成21年データ引用

表 2.2.2 土地利用の種別割合

(単位:ha)

	平成17年度	平成22年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	割合
総数	9,868	9,868	9,868	9,868	9,875	100
一般田	855	866	863	862	862	9
一般畑	62	61	62	63	63	1
宅地	220	218	219	218	219	2
山林	7,734	7,756	7,747	7,747	7,747	78
その他	997	967	977	978	984	10

表 3.1.2.1 ごみ処理の実績と平成 11 年度との比較

	平成11年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
可燃ごみ	3,027.54	2,776.21	2,837.01	2,839.41	2,681.23	2,706.20	2,677.71	2,666.72
粗大ごみ	251.45	174.48	207.12	178.06	204.72	189.03	202.25	290.08
不燃ごみ	106.95	90.20	109.08	123.70	98.17	74.03	81.76	82.96
農機具	6.39							
その他プラスチック	100.58	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
蛍光灯		1.54	2.64	1.82	1.58	1.53	1.73	1.11
資源ビン	160.22	93.95	96.01	95.06	88.83	87.49	82.71	83.73
資源カン	128.41	60.21	55.23	53.26	52.03	48.49	44.35	40.54
資源紙類	403.22	201.33	192.91	199.29	196.60	181.02	169.98	171.20
古布		22.52	20.36	22.49	21.21	18.14	19.20	19.18
容器包装プラスチック	39.65	101.66	92.69	87.89	84.96	81.89	80.72	80.28
ペットボトル		22.06	19.95	19.29	18.39	18.29	18.44	22.26
乾電池		2.69	2.23	2.42	2.14	2.77	2.47	2.12

表 3.1.3.1 焼却処理量の内訳と実績

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
焼却処理量 (t/年)	可燃ごみ	2,776.0	2,837.0	2,840.0	2,681.0	2,706.0	2,678.0	2,667.0
	可燃性粗大	201.0	235.0	225.0	216.0	194.0	211.0	293.0
	計	2,977.0	3,072.0	3,065.0	2,897.0	2,900.0	2,889.0	2,960.0
焼却残渣量 (t/年)		197.0	234.0	222.0	228.0	223.0	219.0	293.0
稼働日数 (日)		257.5	247.0	255.0	248.5	253.0	251.5	263.5
国崎CC年間焼却量(t)		58,343.39	56,531.29	57,264.05	55,216.89	55,128.15	54,710.15	56,711.84
稼働日当り焼却量(t/日)		226.6	228.9	224.6	222.2	217.9	217.5	215.2

*可燃性粗大：容プラ、カン、ペットボトル、紙・布、蛍光灯、乾電池、不燃、粗大

*稼働日数：(1号炉稼働日数+2号炉稼働日数)/2で算出

表 3.1.3.2 粗大ごみ等処理量の内訳と実績

単位:t

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
不燃・粗大残渣(可燃物)	185	227	219	213	192	210	291
不燃・粗大残渣(不燃物)	45	52	47	61	49	51	49
処理不適物	0	0	0	0	0	0	0
粗大鉄・カン類鉄	78	77	74	67	56	55	62
粗大アルミ・カン類アルミ	17	15	15	14	14	12	12
乾電池・蛍光灯	4	5	4	4	4	4	3
合 計	329	376	359	359	315	332	417

その他の処理

単位:t

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ガラス類	94	96	95	89	88	83	84
紙類・古着(国崎CC処理分)	3	8	9	7	8	6	8
資源プラスチック	124	113	107	103	100	99	102
合 計	221	217	211	199	196	188	194

表 3.1.3.3 最終処分量の内訳と実績

単位:t

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
焼却処理残渣埋立	197.0	264.0	235.0	228.0	223.0	219.0	226.0
焼却以外の中間処理施設から搬入	85.0	49.0	48.0	61.0	49.0	51.0	49.0
計	282.0	313.0	283.0	289.0	272.0	270.0	275.0

表 3.1.3.4 1t あたりのごみ処理経費実績

単位:円

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収集原価(円)							
1t当り	40,011	39,794	39,154	39,699	41,402	41,640	40,651
1世帯当り(月)	1,628	1,459	1,458	1,487	1,490	1,508	1,551
1人当り(月)	576	567	577	598	610	631	663
処理原価(円)							
1t当り	16,885	17,801	14,121	20,109	19,716	20,268	21,030
1世帯当り(月)	1,131	1,137	900	1,234	1,201	1,228	1,314
1人当り(月)	400	442	356	496	492	514	562
総原価(円)							
1t当り	56,896	57,595	53,275	59,808	61,118	61,908	61,681
1世帯当り(月)	2,759	2,596	2,358	2,721	2,691	2,736	2,865
1人当り(月)	976	1,009	933	1,094	1,102	1,145	1,225

表 3.3.2.1 家庭系資源回収量の実績

(単位:t)

分別	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
資源ビン	96	87	86	75	78	76	76	75	71	72
資源カン	53	46	43	39	40	39	35	32	30	30
資源紙類・古布	304	303	250	225	211	220	218	199	188	189
ペットボトル及び 容器包装プラスチック	187	156	135	120	117	112	103	100	98	98
乾電池	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
うち資源ごみ量	641	594	516	461	448	449	434	408	389	391
資源ごみ量/全体ごみ量(%)	26.7	27.3	23.8	21.7	21.5	21.2	20.6	20.3	19.3	18.5
集団回収ごみ量	268	258	360	308	318	295	260	261	262	256
資源ごみ量+集団回収ごみ量	910	852	876	769	766	744	694	669	651	647
資ごみ+集団ごみ/全体ごみ量(%)	37.8	39.2	40.4	36.2	36.7	35.2	33.0	33.2	32.2	30.6

表 3.4.1.1 ごみ有料シール販売実績

シート数

	生ごみ類	不燃ごみ	粗大ごみ	合計
平成20年度	2,280	2,063	1,713	6,056
平成21年度	2,920	2,162	1,402	6,484
平成22年度	3,052	2,031	1,209	6,292
平成23年度	3,199	1,908	979	6,086
平成24年度	2,886	1,878	942	5,706
平成25年度	3,001	1,626	756	5,383
平成26年度	3,393	1,484	808	5,685
平成27年度	3,174	1,449	828	5,451

表 4.4.1 家庭系ごみ排出量原単位の推計

(単位：g/日・人)

	可燃ごみ	粗大・不燃ごみ	資源ごみ	合計
平成19年度	304	21	134	459
平成20年度	310	41	118	469
平成21年度	334	38	101	473
平成22年度	326	43	98	467
平成23年度	335	47	101	483
平成24年度	338	55	102	495
平成25年度	339	47	97	483
平成26年度	349	52	96	497
平成27年度	350	86	99	535
平成28年度	350	52	99	501
平成29年度	350	52	98	500
平成30年度	349	51	98	498
平成31年度	349	51	97	497
平成32年度	348	50	97	495
平成33年度	348	50	97	495
平成34年度	348	50	97	495
平成35年度	348	50	97	495
平成36年度	348	50	97	495
平成37年度	348	50	97	495
平成38年度	348	50	97	495